

各位

会社名伊藤 忠 商 事 株 式 会 社代表者名代表取締役社長COO 石井 敬太(コード番号 8001 プライム市場)問合せ先 IR部長 天野優TEL.03-3497-7295)

会社名デジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社代表者名代表表社員 伊藤忠商事株式会社職務執行者新宮達史問合せ先

## 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社株式 (証券コード: 4739) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)及び伊藤忠商事が 100%を出資する合同会社であるデジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社(本店所在地:東京都港区、職務執行者:新宮達史。以下「公開買付者」といいます。)は、それぞれ、本日、以下のとおり、公開買付者が、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場、証券コード:4739、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

対象者の属する業界を取り巻く市場環境・経営環境が大きく構造変化する中、対象者が変化に対応し更なる企業価値の向上を実現するためには、既存のオーガニックな成長戦略に加えて、対象者を含む伊藤忠グループ (伊藤忠商事並びに対象者を含むその子会社 188 社及び関連会社 83 社 (2023 年 3 月 31 日現在) から成る企業グループ。以下同じとします。)の経営資源の迅速かつ柔軟な相互活用、非オーガニックな成長(注)の実現やビジネスモデルの変革、事業領域/ケイパビリティの大幅かつ急速な拡充等が必須の状況です。かかる状況下、伊藤忠商事と対象者の間の構造的な利益相反関係を解消することで、更なる経営資源の投入を可能にし、グループー体となって機動的かつ着実な経営施策を進めていくことが不可欠であるとの認識を伊藤忠商事と対象者の間で共有するに至ったため、対象者の非公開化を目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(注) 非オーガニックな成長とは、他社との資本・業務提携や他社の買収(M&A)等を通じて成長を 行うことを指します。

なお、本資料は、伊藤忠商事による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、公開買付者が公開買付者の親会社である伊藤忠商事に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

#### 1. 公開買付者の概要

(1)	名			称	デジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社
(2)	所	7:	玍	地	東京都港区北青山二丁目5番1号
(3)	代表	者の征	殳職·	氏名	職務執行者 新宮 達史
(4)	事	業	内	容	1. 情報処理サービス関連ビジネスの発展に関するコンサルティング業
(1)	71	*	L 1	40"	2. 情報処理サービス関連ビジネスに対する投融資

					3. 前各号に付帯関連する一切の業務
Ī	(5)	資	本	金	10,000円(本日現在)

#### 2. 買付け等の目的等

### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の株券等を取得及び所有することを主たる目的として、2023 年7月 18 日に設立された、伊藤忠商事が 100%を出資する合同会社です。本日現在において、公開買付者は東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を所有しておりませんが、公開買付者の親会社である伊藤忠商事は、本日現在、対象者株式 141,601,600 株 (所有割合 (注1):61.24% (小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。)) を所有しており、伊藤忠商事は対象者を子会社としております。

(注1)「所有割合」とは、対象者が本日公表した「2024年3月期 第1四半期決算短信 [IFRS] (連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2023年6月30日現在の発行済株式総数(240,000,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(8,772,634株。なお、当該自己株式数には、対象者取締役及び執行役員(非常勤取締役、社外取締役、国内非居住者を除きます。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(Board Benefit Trust)」により、対象者が委託したみずほ信託銀行株式会社(再信託受託先:株式会社日本カストディ銀行)が所有する145,100株を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じとします。)を控除した株式数(231,227,366株)に対する割合をいいます。

この度、公開買付者は、2023 年8月2日、対象者の株主を伊藤忠商事及び公開買付者(総称して以下「公開買付者ら」といいます。)のみとして対象者を非公開化することを目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として対象者株式(伊藤忠商事が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)のすべてを取得するため、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を 4,325 円として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者の株主を公開買付者らのみとすることを目的としているため、買付予定数の下限を12,550,000株(所有割合:5.43%)としており、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(12,550,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

買付予定数の下限 (12,550,000 株) は、本公開買付けが成立した場合に公開買付者らが所有することとなる対象者の議決権数の合計が対象者の議決権総数の3分の2以上となるように、対象者決算短信に記載された2023年6月30日現在の対象者の発行済株式総数 (240,000,000 株) から、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (8,772,634 株) を控除した株式数 (231,227,366 株) に係る議決権の数 (2,312,273個) に3分の2を乗じた数 (1,541,516 個、小数点以下切り上げ) から、伊藤忠商事が所有する対象者株式 (141,601,600 株) に係る議決権の数 (1,416,016 個) を控除した議決権の数 (125,500 個) に、対象者の単元株式数である100 株を乗じた数です。このような買付予定数の下限を設定した理由は、本来、本公開買付けは対象者の株主を公開買付者らのみとすることを目的としておりますが、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、対象者株式のすべて(但し、伊藤忠商事が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できずに、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載する株式併合の手続を行う場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件となっており、公開買付者らが特別決議に必要となる議決権割合に相当する3分の2以上の議決権を取得する必要があるためです。なお、公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有し

ておりませんが、公開買付者の親会社である伊藤忠商事は対象者株式141,601,600株(所有割合:61.24%)を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、かえって本公開買付けの成立を不安定なものとし、本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるため、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。なお、本公開買付けの公正性を担保するために講じられた措置については、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式のすべて(但し、伊藤忠商事が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)の実施を予定しております。(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)

なお、公開買付者らは、本スクイーズアウト手続の完了後に公開買付者らと対象者の間のシナジー創出に貢献できるパートナー企業の有無を模索することを検討中であり、該当する企業が存在した場合には、対象者及び当該企業と誠実に協議のうえで、当該企業による公開買付者又は対象者に対する数%程度以下の出資を受け入れることを検討しておりますが、その具体的な手法、出資比率及び日程等の詳細については本日現在未定です。なお、当該企業による出資を受け入れた場合でも、本公開買付け後の経営方針や本取引後の対象者株式の保有方針に変更が生じることは想定しておりません。(下記「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。)

また、対象者が 2023 年8月2日に公表した「親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社であるデジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2023 年8月2日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

対象者の意思決定の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(iii) 対象者における意思決定の経緯及び理由」をご参照ください。

- (2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
  - ① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程
    - (i) 本公開買付けの背景

公開買付者の親会社である伊藤忠商事は、1950 年7月に旧株式会社大阪証券取引所及び東京証券取引所に株式を上場しております。伊藤忠商事は、伊藤忠グループを構成しており、国内外のネットワークを通じて、繊維カンパニー、機械カンパニー、金属カンパニー、エネルギー・化学品カンパニー、食料カンパニー、住生活カンパニー、情報・金融カンパニー、第8カンパニー(注1)が人々の暮らしを支える様々な商品やサービスを提供するため、原材料等の川上から川下のコンシューマービジネスまでを包括的に事業領域とし、多角的なビジネスを展開しております。

伊藤忠商事は、2016 年の組織再編により、「情報・通信部門」及び「金融・保険部門」から構成される情報・金融カンパニーを設立し、ICT(注2)やBPO(注3)等のサービス分野を核としたビジネスに取り組んでおります。「情報・通信部門」では、IT サービス事業、通信・モバイル事業、宇宙・衛星・メディア関連事業、BPO事業、医療ヘルスケア事業等を展開しております。IT サービス事業においては、IT ソリューション事業を中心にデータ活用事業、インターネット関連サービス事業やベンチャーキャピタル事業等、様々な分野にまたがり総合的に顧客企業のデジタル化・DX(注4)化を

支援しております。特に注力する DX 支援事業においては、バリューチェーン(注 5) の川上から川下まで広がるニーズに応えるべく、コンサルティングやデータ活用に強みのある企業等との提携を行っております。DX 支援事業を手掛ける中で蓄積した知見やノウハウを他業界へ横展開することで、更なる収益基盤の拡大を目指しております。

なお、公開買付者は、商号をデジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社とし、本公開買付けを通じて対象者の株券等を取得及び所有することを主たる目的として、2023 年 7 月 18 日に設立された、伊藤忠商事が 100%を出資する合同会社です。

- (注1) カンパニーとは、伊藤忠商事内にある事業部門を、独立性を高めた一つの会社とみな した組織です。それぞれのカンパニーに経営資源と権限を委譲することで、カンパ ニーが責任をもって迅速かつ柔軟な経営を行い、それぞれの分野のニーズに対応した 事業を展開しております。
- (注2) ICT (Information and Communication Technology) とは、情報通信技術を指します。
- (注3) BPO (Business Process Outsourcing) とは、企業の業務プロセスの一部を一括して外部 に委託すること (企画・設計〜実施) を指します。
- (注4) DX (Digital Transformation) とは、データやデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスの変革を行うことを指します。
- (注5) バリューチェーンとは、企業における各事業活動がどのような付加価値を生み出すか に着目し、単純に合計した価値ではなく複雑に絡み合い連鎖した価値のことを指しま す。

一方、対象者は 1979 年7月にハミルトン・アブネットエレクトロニクス株式会社として創立され、1984年10月に公開買付者の親会社である伊藤忠商事及びその100%子会社(当時)である伊藤忠データシステム株式会社(以下「伊藤忠データシステム」といいます。)(1972 年4月創立)の資本参加により、伊藤忠商事の子会社となったとのことです。その後 1985 年4月に伊藤忠マイクロニクス株式会社に、1986 年6月に伊藤忠テクノサイエンス株式会社に商号をそれぞれ変更した後、1989 年 10月に伊藤忠データシステムと吸収合併による経営統合を行い、1999 年 12月に東京証券取引所市場第一部に上場したとのことです。また、2006年10月に東京電子計算サービス株式会社(1958年11月創立、伊藤忠商事が 75%出資。1961年4月に伊藤忠電子計算サービス株式会社に商号変更)を前身とする株式会社 CRC ソリューションズ(東京証券取引所市場第一部上場、伊藤忠商事が 34.31%出資、対象者が 12.12%出資)と吸収合併による経営統合を行い、商号を現在の伊藤忠テクノソリューションズ株式会社に変更しているとのことです。なお、現在は 2022年4月4日付の東京証券取引所の市場区分の再編により、東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

本日現在、対象者グループは、対象者、子会社 17 社及び関連会社 13 社の計 31 社(以下「対象者グループ」といいます。)で構成され、コンピュータ・ネットワークシステムの販売・保守、ソフトウェア受託開発、データセンターサービス、サポート等の事業を展開し、幅広い顧客に対し、IT コンサルティングからシステム設計・構築、保守、運用サービスまでの総合的な提案・販売活動を展開することで、顧客のビジネス拡大と変革を支援しているとのことです。

昨今の対象者グループを取り巻く環境は、気候変動や社会的格差の拡大、国内での少子高齢化等、 社会が様々な困難に直面し、IT は社会課題の解決に向けて急速に発達している一方で、デジタル・ ディバイドの解消を含めた新たな課題も生じ始めているとのことです。かかる状況を踏まえ、対象者 グループは、「明日を変える IT の可能性に挑み、夢のある豊かな社会の実現に貢献する。」という企 業理念の Mission (使命) に基づき、社会的な責任を果たして企業として更に成長するために、ビジ ネスを通じた持続可能な社会の実現を念頭に、「IT を通じた社会課題の解決」、「明日を支える人材の 創出」、「責任ある企業活動の実行」の3つの課題を柱としてマテリアリティ(注6)を特定し直した とのことです。

また、対象者グループでは上記企業理念の Mission (使命)を目指す姿とした、中期経営計画 (2021年4月から2024年3月までの3か年)「Beyond the Horizons ~その先の未来へ~」を、2021年4月に策定したとのことです。当該中期経営計画においては、DX 支援や共創ビジネス拡大を主軸として顧客の変革を支える新たな取組みを加速させる「Accelerate:これからの豊かさを創る」、56やクラウドビジネスといった対象者が強みを有する領域における更なる拡大を目指した「Expand:今の豊かさを拡げる」、人材育成と経営基盤の強化を通じて上記各方針の実現可能性を高めることを意図した「Upgrade:実現可能性を高める」の3つを基本方針として、対象者グループ全体の成長を図っており、当該中期経営計画を達成するため、持続的な成長に資する人的資本への投資とデジタル投資等による経営基盤の強化に取り組んでいるとのことです。対象者グループとしては、当該中期経営計画を達成することが社会課題の解決を促進し、ひいては対象者グループが企業理念として掲げている「夢のある豊かな社会の実現」の追求に繋がると考えているとのことです。

(注6) マテリアリティとは、企業や組織が優先して長期にわたり取り組んでいく重要課題を 指すとのことです。

伊藤忠商事と対象者の資本関係は、1972年4月に伊藤忠商事が100%出資により伊藤忠データシス テムを設立したことにより始まりました。1984年10月に伊藤忠商事は、Avnet, Incより対象者(当 時の商号はハミルトン・アブネットエレクトロニクス株式会社。1985 年4月に伊藤忠マイクロニク ス株式会社に、1986 年6月に伊藤忠テクノサイエンス株式会社に、2006 年 10 月に伊藤忠テクノソ リューションズ株式会社に、それぞれ商号変更。) の株式 768, 751 株 (持株割合: 70.00% (注7)) を 取得し、1985年7月に対象者の減資を経て対象者株式70,000株(持株割合:70.00%)を保有するに 至り、1986 年 5 月の Avnet, Inc からの追加取得により伊藤忠商事による対象者株式の所有株式数が 80,000 株(持株割合:80.00%)に増加した後、対象者は、1986 年7月に伊藤忠データシステムから ファクトリーオートメーション部門及び半導体部門を譲り受け、1989 年 10 月には伊藤忠データシス テムを吸収合併しております。その後、伊藤忠商事による対象者株式の所有株式数は、数度の市場内 外における売却、対象者による募集株式の発行及び株式分割等を経て、2004年3月に年金信託から の取得により 24,408,000 株(持株割合:39.69%) に増加、2004 年7月に年金信託からの取得により 25,558,000 株(持株割合:41.56%)に増加、2004 年9月に伊藤忠ケーブルシステム株式会社、伊藤 忠メカトロニクス株式会社、その他3社からの取得及びブロック取引による取得により27,866,400株 (持株割合: 45.31%) に増加、2006年6月にブロック取引による取得により29,666,400株(持株割 合: 48.24%) に増加いたしました。2006年10月に対象者と株式会社CRCソリューションズが合併し、 対象者が伊藤忠テクノソリューションズ株式会社に商号変更した後における伊藤忠商事による対象者 株式の所有株式数は、2015 年4月に対象者株式1株につき2株の割合による株式分割により 33,665,400株増加し67,330,800株(持株割合:56.11%)、2018年4月に対象者株式1株につき2株の 割合による株式分割により 67,330,800 株増加し 134,661,600 株 (持株割合:56.11%)、2022 年 2 月か ら 2022 年6月にかけて市場内における取得により 6,940,000 株増加し 141,601,600 株(持株割合: 59.00%) となり、本日現在においては141,601,600株 (所有割合:61.24%) に至っております。

(注7) 本段落における「持株割合」とは、対象者の当時の発行済株式総数に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。なお、各時点の自己株式数を把握することが困難であるため、発行済株式総数から自己株式数を控除しておりません。

伊藤忠商事は 1979 年 7 月の対象者設立以降、対象者の海外 IT 製品販売や株式上場、グローバルビ

ジネス展開等、現在の事業基盤を確立する過程において、対象者との連携を強化してまいりました。対象者設立当初、伊藤忠商事が 1952 年に北米拠点を設立し培ってきた現地企業とのネットワークを活用して、対象者とともに北米の先進的な IT 機器ベンダーとの取引を拡大する中で、伊藤忠商事がベンダーへの出資を含めた取引スキーム構築・契約交渉・輸入実務を、対象者が国内での販売網・保守網を構築するという役割をそれぞれ担いながら、対象者は機器の販売量を伸ばし利益成長を大きく加速いたしました。その後、対象者事業の更なる進化・拡大に向け、資金調達方法の多様化や財務体質・経営管理体制の強化、高付加価値サービス機能の獲得等を目的とし、1999 年 12 月の東京証券取引所市場第一部への上場、2006 年 10 月の株式会社 CRC ソリューションズとの経営統合を経て、対象者は機器販売・システム構築・開発・保守運用機能を一気通貫で提供する大手システムインテグレーターに成長いたしました。対象者事業の更なる多角化を図るため、2012 年 3 月に北米での商材発掘やマルチベンダー(注8)ネットワークの要となる ITOCHU Technology、Inc. (現 ITOCHU Techno-Solutions America、Inc.)を伊藤忠商事から対象者に移管するとともに、2013 年 3 月には ASEAN 地域での買収を対象者と伊藤忠商事の共同で行い、グローバルビジネスの展開を進めました。今後、顧客企業の DX 投資が更に拡大する中で、対象者は伊藤忠グループを含めた顧客企業に対する DX ビジネス領域での収益力強化が期待されております。

(注8) マルチベンダーとは、国内・海外を問わず異なるメーカーや製造元の製品を、顧客に とって最適な構成で組み合わせてシステムを提供することを指します。

上記のような伊藤忠商事と対象者間の歴史的背景の中で、両社間の取引関係も拡大しております。 対象者は伊藤忠商事の主要 IT パートナーとして、伊藤忠商事及び伊藤忠グループ会社の基幹シス テム等の社内 IT システム及び IT インフラの開発・保守・運用を提供しております。加えて、伊藤忠 商事が推進したグループデータ活用プロジェクト等の DX 推進に際して、対象者からの伊藤忠商事 DX 戦略組織への人材派遣(受入出向)を含め対象者の高い技術力で支援を受けております。また、対象 者とは、伊藤忠商事が輸入した北米ベンダー製品の販売先として、長年の取引関係もございます。

このように、対象者は伊藤忠商事にとって過去から一貫して重要な IT パートナーであるとともに、 戦略面においても最も重要な子会社の1つとなっております。

## (ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯・目的

上記のように、伊藤忠商事は対象者を子会社化した後も、対象者株式の上場を維持することにより、対象者の業界における知名度や優秀な人材確保等、上場会社としてのメリットの継続的な享受を図る一方で、伊藤忠商事からの人的支援や企業ネットワークの活用、伊藤忠グループが保有するビジネス現場を含む知見や国内外での経営ノウハウ・ネットワークを提供し、伊藤忠グループと対象者との連携を強化することで、競争が激化する IT・デジタル業界における対象者の持続的成長の実現を図ってまいりました。

しかしながら、足元の国内 IT サービス市場は、継続的な成長が見込まれる中で、IT・デジタル業界を取り巻く市場環境・構造は大きく変化してきており、それに伴い、システムインテグレーターに求められる機能が急速に変化していると認識しております。例えば、顧客企業が IT システムを導入するにあたり、従来システムインテグレーターは、製品販売・システム構築・開発・保守運用を一気通貫で提供してきました。しかしながら、近年、これら一連の機能を従来のオンプレミス型ではなくサービス型で提供するハイパースケーラー(注1)やクラウド企業が登場したことで、顧客企業は自身のニーズや予算に応じて IT システムの導入方式を柔軟に選択できるようになりました。

また、顧客企業は自身のビジネス上の競争優位性を確立・強化するため、顧客接点となるビジネスの現場(LOB(注2)。以下「ビジネスフロント」といいます。)における IT・デジタル活用を拡大しており、顧客需要の更なる多様化・複雑化が見込まれます。すなわち、従来 IT サービスは、主に情報システム部門向けでしたが、昨今は営業現場をはじめとする経営企画部門やマーケティング部門等も含む全社的な領域における IT・デジタル活用ニーズの高まりに伴い、IT システムの導入に限ら

ないコンサルティングやデータ分析、ビジネスデザイン・マーケティング支援、BPO によるオペレーション改善等の機能を複合的に組み合わせたサービスの提供が求められております。顧客のビジネスフロントにおける課題解決に知見を持つコンサルティング企業は、こうした需要を取込み事業拡大を図るため、M&A等を通じ機動的に提供機能の拡充を進めることで、コンサルティングからITシステム導入までを一気通貫で手掛けるプレイヤーとして従来システムインテグレーターが担っていた市場へ参入しており、IT・デジタル業界を取り巻く競争環境は今後より一層厳しさを増すことが想定されます。

- (注1) ハイパースケーラーとは、100 万台以上の巨大規模のサーバーリソースを保有するクラウドサービスプロバイダーを指します。
- (注2) LOB (Line of Business) とは、事業部門を指します。

更に、国内 IT 市場の成長・構造変化が進む中で、エンジニアリソースの確保も重要な課題となりますが、少子高齢化による労働人口の減少やエンジニアの育成及びリスキリング(注3)が市場ニーズに追いつかず、国内のエンジニアリソースが不足する可能性が 2019 年時点で既に指摘されており、特に高度なスキルを有する IT 人材に関しては、今後獲得競争がより一層激しくなることが想定されます(経済産業省「IT 人材需給に関する調査」2019 年3月発表をご参照ください。)。

(注3) リスキリングとは、既存業務とは異なる新たな業務や分野へ移行するためのスキル獲得を指します。

伊藤忠商事が対象者の中長期にわたる持続的な成長施策を具体的に検討するにあたり、これまでは主に対象者のオーガニックな成長を前提として、対象者とともに経営課題解決や成長戦略の遂行を進めてまいりました。一方、こうした急速な市場環境・構造の変化や新たなプレイヤーの参入による競争環境の激化、エンジニアリソースの逼迫等が生じる中、対象者が競争優位性を維持し持続的に成長していくためには、既存のオーガニックな成長戦略のみでは不十分と考えております。対象者を含む伊藤忠グループの経営資源(各種人材・財務基盤・情報・ノウハウ等)を迅速かつ柔軟に相互活用することにより、非オーガニックな成長施策を通じたビジネスモデルの変革と事業領域/ケイパビリティの大幅かつ急速な拡充が、必要不可欠であると認識しております。

対象者を含む伊藤忠グループの経営資源を相互活用する際には、その有用性や取引としての客観的な公正性について、対象者の少数株主を含む各ステークホルダーの利益を考慮した慎重な検討が必要になります。

しかしながら、対象者と伊藤忠商事がそれぞれ、上場企業として独立した経営を行っている現状においては、迅速かつ柔軟な意思決定を行ううえで、一定の制約が生じる状況にあります。また、経営資源の供与者と受益者が必ずしも一致するわけではなく、更に伊藤忠商事が対象者に対して企業価値向上に資する経営資源の提供を行った際に、利益の一部が伊藤忠グループ外に流出するといった問題が指摘される可能性もあり、機動的かつ効果的な施策を実行し、対象者を含む伊藤忠グループの企業価値の最大化を図るうえで、一定の限界があると考えます。従い、対象者の競争優位性の維持と持続的な成長のためには、意思決定の機動性・柔軟性及び対象者を含む伊藤忠グループの経営資源の効果的な活用が必須と考え、対象者の非公開化によって、伊藤忠商事と対象者の構造的な利益相反の解消を図り、対象者を含む伊藤忠グループの経営資源を迅速かつ柔軟に相互活用できる体制を整えることが、最善であると判断しております。

本取引により対象者を非公開化することで、以下のような取組みやシナジー効果を期待できると 考えております。

I. デジタルバリューチェーン拡充による事業基盤強化・高収益化

伊藤忠商事では、上記の市場環境・構造の急速な変化や顧客企業の IT・デジタル活用の多様化・

複雑化に対応するため、IT・デジタル活用支援に必要となる一連の機能を、対象者の持つ「IT サー ビス」を補完するものとして「コンサルティング・データ分析」、「ビジネスデザイン・マーケティン グ」、「オペレーション改善・BPO」と整理し、それらの機能を有する企業との資本・業務提携を通じ デジタルバリューチェーン(注4)の拡充を進めております。対象者は通信キャリアを中心とする幅 広い顧客基盤のみならず、それらの顧客企業向けに高度なシステム構築を可能とする技術力、長年に わたり構築してきたマルチベンダーネットワークを生かした保守・運用サービス提供に強みを有して おります。こうした既存の強みに加えて、ビジネスフロントにおける課題の把握・分析・解決策の提 言から IT システムの導入といった解決策の実装までを一気通貫で提供する体制を整えることで、対 象者が提供する「IT サービス」の更なる高付加価値化を実現できると考えております。実際に、コ ンサルティングやビジネスデザインの機能を有する企業との連携を伊藤忠商事が企画・促進すること で、対象者での取組事例が増加しつつあります。一方、こうした取組みは市場環境・構造の変化の速 さや競合企業の成長スピードと比較し、機動性や質・量の観点で改善・向上の余地が多分にあると考 えております。本取引を通じて、伊藤忠グループ及び対象者の経営資源の相互活用を推進する体制を 早急に整え、対象者の提供機能の拡充に資する企業との連携を機動的かつ効果的に実現することで、 顧客企業に対し複合的かつ付加価値の高いソリューションの提供(上記 IT・デジタル活用の一連の 機能を組み合わせた共同提案)を可能にし、対象者の事業基盤の強化・高収益化に資することができ ると考えております。

(注4) デジタルバリューチェーンとは、伊藤忠商事が、顧客企業の IT・デジタル活用の一連のプロセスにおいて必要となる機能を「コンサルティング・データ分析」、「ビジネスデザイン・マーケティング」、「IT サービス」、「オペレーション改善・BPO」と整理し、それらを総称したものを指します。

## II. 伊藤忠グループの経営資源を活用した対象者の事業領域の拡大と成長戦略の加速

伊藤忠商事は総合商社として、顧客企業や事業提携先との取引を通じて培ってきたビジネスフロントでのノウハウ、世界約60ヶ国における約90拠点でのグローバルネットワークとビジネス経験を活かし、対象者の現行経営課題解決や成長戦略の機動的な実行を推進できると考えております。対象者の既存成長戦略の加速に資する取組みとして、例えば、グローバル展開の観点では、顧客企業でのIT・デジタル活用事例が豊富な海外(特に北米)市場における事業活動を通じ、ビジネスフロントでのIT・デジタル活用に関する最先端の知見・ノウハウを獲得することで、短期間で国内ビジネスの高度化が図れると考えております。エンジニアリソースの観点では、オフショア・オンショアリソースの確保等、M&A を含めた柔軟な手段を模索することで、エンジニアリソース不足に起因した提案機会の逸失を防止し、今後のエンジニアリソースの獲得競争激化に対応できると考えております。クラウド領域への対応強化の観点では、ERP(注5)・CRM(注6)をはじめとする業務アプリケーション・クラウドの開発ノウハウやリソースの獲得・強化に繋がる提携等を模索することで、事業領域の更なる拡大が図れると考えております。また、北米や中国、シンガポール、イスラエル、欧州等において伊藤忠商事が長年にわたり交流し人脈や実績を築いてきた有力 VC(注7)との関係性等を活用することで、対象者の事業領域の拡大に繋がる新規商材の発掘や技術知見の深耕に貢献し、国内外事業の成長戦略を機動的に支援できると考えております。

- (注5) ERP (Enterprise Resource Planning) とは、企業の経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報を統合的に管理し、効率的かつ効果的な活用を支援する基幹系情報システムを指します。
- (注6) CRM (Customer Relationship Management) とは、顧客情報を一元的に管理し顧客との関係性構築を支援するツールを指します。

(注7) VC (Venture Capital) とは、未上場の新興企業に投資を実行する企業を指します。

#### III. 伊藤忠グループの総合力を活用した新たなシナジーの構築

これまで主に、伊藤忠商事の情報・通信部門や伊藤忠グループの DX 推進をサポートする IT・デジタル戦略部と対象者の間で行ってきた人材交流を、例えば伊藤忠商事の他部門や伊藤忠グループ各社に拡大することで、対象者の高い IT に対する技術知見を活用した伊藤忠グループ各所での DX が加速すると考えております。同時に、対象者においては、DX 提供事例を蓄積しサービスモデル化することで、顧客企業への横展開による収益の拡大に繋げることが可能と考えております。これまでも、例えば、伊藤忠商事が推進したグループデータ活用プロジェクトは、伊藤忠グループのビジネスフロントにおける知見と対象者の高い IT に対する技術知見を持ち寄ることで伊藤忠グループの事業変革を進展させるとともに、対象者の事例を活用した新規サービス開発にも繋がりました。一方で、上記の制約下においては、有用性や取引の客観的な公正性について、各ステークホルダーとの利害関係の調整に慎重な検討が必要となり、機動的なプロジェクト推進に課題が残りました。多様化・複雑化する顧客企業のビジネスフロントにおける IT・デジタル活用ニーズへの対応にスピードが求められる現状において、対象者の非公開化により、人材交流を含む迅速かつ柔軟な経営資源の相互活用を更に進めることで、伊藤忠グループ各社が有する多様な業界に対するビジネス知見と対象者の有する高い技術知見を組み合わせた更なる DX プロジェクトの推進やサービスモデル創出といった新たなシナジーの構築が可能になると考えております。

すなわち、伊藤忠グループ側は、対象者従業員との交流により技術に対する知見やノウハウを強化し、対象者側は伊藤忠グループのビジネスフロントにおける IT・デジタル活用の発注者側としての知見・経験、M&A や資本・業務提携に携わる経験、国内外の事業経営の経験等を通じたキャリア形成における機会の拡充等、双方に利する取組みが生まれるものと期待しております。

このように、本取引を通じて対象者を含む伊藤忠グループは、顧客企業の経営課題やビジネス課題について、IT・デジタルを活用した解決策の提供等を目指しており、IT を活用した事業変革を支えるパートナーとして、顧客企業のニーズに沿った適切な支援を行っていく所存です。

上記背景、目的、期待するシナジー効果を念頭に、2023 年 3 月上旬に、伊藤忠商事は、対象者を含む伊藤忠グループのより一層の企業価値向上を実現するために、対象者の非公開化によって、対象者と伊藤忠商事の利害をこれまで以上に高い水準で一致させ、経営資源を迅速かつ柔軟に相互活用できる体制を整えることが最善であるとの結論に至り、対象者の非公開化に関する初期的な検討を開始いたしました。

2023 年3月上旬、伊藤忠商事は、伊藤忠商事及び対象者を含む伊藤忠グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、対象者の非公開化に係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。そして、2023 年3月7日には、伊藤忠商事から対象者に対し、対象者の非公開化に関する検討を開始した旨の通知を行いました。その後、伊藤忠商事は、想定されるシナジーに関する検討を進め、2023 年4月4日、対象者に対し、伊藤忠商事が本取引を申し入れた背景や本取引実施後の成長戦略等を記載した初期的提案書を提出いたしました。

伊藤忠商事から対象者に対する上記 2023 年 3 月 7 日付の通知を受けて、対象者は、本取引の検討並びに伊藤忠商事との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、伊藤忠商事は、対象者株式の所有割合が 61.24%に達する対象者の支配株主 (親会社)であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、2023 年 3 月上旬に、伊藤忠グループ (公開買付者及び対象者グループを除きます。)及び公開買付者(総称して以下「公開買付者等」といいます。)並びに対象者グループから独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、公開買付者等及び対象者グループから独立したファイナン

をそれぞれ選任したとのことです。その後、対象者は、伊藤忠商事から改めて 2023 年4月4日に本 取引に関する提案書を受領したとのことです。当該提案を受けて、対象者は、本取引の公正性を担保 するため、森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、伊藤忠商事から独立した立場で、対象 者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及 び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。具体的には、対象者は、下記「3. 買付け 等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正 性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するた めの措置)」の「(iii)対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」 に記載のとおり特別委員会の設置に向けた準備を進めたうえで、2023 年4月4日に伊藤忠商事から 提案書を受領した直後の同月7日開催の取締役会決議により、池田泰弘氏(対象者独立社外取締役)、 本村彩氏(対象者独立社外取締役)及び原勝彦氏(対象者独立社外監査役)の3名から構成される特 別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)(本特別委員会の検討の経緯及び判断内容等について は、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の 「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買 付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別 委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、本特別委員会に対し、(i)(a)対象 者の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、 (b) 対象者の一般株主の皆様の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について 検討・判断したうえで、対象者取締役会において本取引の承認をするべきか否か(本公開買付けにつ いて対象者取締役会が賛同するべきか否か、及び、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応 募を推奨するべきか否かを含む。)について検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、及び、(ii) 対象者取締役会において、本取引の実施について決定すること(本公開買付けについて対象者取締役 会が賛同の意見を表明すること、及び、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨す ることを含む。)が、対象者の少数株主の皆様にとって不利益なものでないかについて検討し、対象 者取締役会に意見を述べること(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問した とのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i)対象者取締役会は、 本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を 行うこととすること、及び(ii)本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、 対象者取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないこととすることを決議するとともに、本 特別委員会に対し、(i)対象者と伊藤忠商事の間で行う交渉の過程に実質的に関与すること(必要 に応じて、伊藤忠商事との交渉方針に関して指示又は要請を行うことを含む。)、(ii)本諮問事項に 関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのファイナンシャル・アドバイザー若しくは第 三者算定機関及び法務のアドバイザーを選任若しくは指名すること(この場合の費用は対象者が負担 する。)、又は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー若しくは法務等に関するアドバイザーを指 名若しくは承認(事後承認を含む。)すること、(iii)必要に応じ、対象者の役職員その他本特別委員 会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領することについて権 限を付与することを決議したとのことです(当該取締役会における決議の方法については、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格 の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保 するための措置)」の「(iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書 の取得」をご参照ください。)。

シャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)

なお、本特別委員会は、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii)対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2023年4月7日、上記の権限に基づき、独自の法務アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所を、独自のファイナンシャル・

アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス・コンサルティング」といいます。)をそれぞれ選任する旨を決定したとのことです。

そのうえで、伊藤忠商事と対象者は、本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。

伊藤忠商事は、本公開買付けの実現可能性の精査のため、2023年4月下旬から同年6月下旬まで 対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施するとともに、並行して対象者及び本特別委員会との 間で、本取引の意義・目的や、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果、本取引後の経営体 制・事業方針、業界の見通しについて複数回にわたり協議を実施しております。具体的には、2023 年4月25日、伊藤忠商事は対象者及び本特別委員会より2023年4月4日の提案書を受けた本取引の 意義・目的に関して書面による質問を受領し、2023 年 5 月 19 日、当該質問事項について書面による 回答を提出いたしました。更に、当該回答を踏まえて、2023年5月25日、伊藤忠商事は対象者及び 本特別委員会より書面による追加の質問を受領し、2023年5月31日開催の本特別委員会において、 伊藤忠商事から当該質問事項に対する回答及び本取引の意義・目的に関する説明を行い、これに対す る質疑応答を行うとともに、本取引の意義・目的に関する協議を行いました。その後、更に伊藤忠商 事は対象者及び本特別委員会より 2023 年6月1日、2023 年6月6日に書面による追加の質問を受領 し、それぞれ 2023 年 6 月 2 日、2023 年 6 月 14 日に当該質問事項について書面による回答を提出いた しました。更に、2023年6月22日開催の本特別委員会において、伊藤忠商事から改めて本取引の意 義・目的に関する説明を行い、これに対する質疑応答を行うとともに、本取引の意義・目的、本取引 によって創出が見込まれるシナジー効果、本取引後の経営体制・事業方針、業界の見通しに関する意 見交換を行いました。

伊藤忠商事は、2023 年7月7日以降、対象者との間で、本公開買付価格に関して複数回にわたる 交渉を重ねてまいりました。具体的には、伊藤忠商事は、伊藤忠商事が対象者に対して実施した デュー・ディリジェンスにより得られた情報、当該情報を前提としてファイナンシャル・アドバイ ザーである野村證券が実施した初期的な対象者株式価値分析及び当該情報を前提として伊藤忠商事で 実施した初期的な対象者株式価値分析内容を総合的に勘案し、2023年7月7日に本公開買付けにお ける本公開買付価格を 3,800 円 (前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の 株価終値 3,559 円に対して 6.77%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下プ レミアムの数値(%)について同じとします。)とすることを含んだ本取引に関する提案を行いまし た。しかし、伊藤忠商事は、同月 10 日、対象者より、本公開買付価格は対象者の本源的な価値を反 映した価格水準を著しく下回るとして本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、伊 藤忠商事は、同月 12 日に対象者に対し、伊藤忠商事が同月7日に行った提案で提示した本公開買付 価格に対して、対象者が対象者の本源的な価値を反映した価格水準を著しく下回ると評価した理由を 明示的に示すように要請しました。かかる要請を踏まえ、同月 14 日に、対象者は伊藤忠商事に対し、 伊藤忠商事が同月7日に行った提案で提示した本公開買付価格が対象者の本源的な価値を反映した価 格水準を著しく下回るとする、市場株価の長期的値動き等を踏まえた明示的理由を説明したうえで、 改めて本公開買付価格を引上げるよう要請を行いました。その後、伊藤忠商事は、同月 18 日に、対 象者の要請を受け、本公開買付価格を4,000円(前営業日時点の東京証券取引所プライム市場におけ る対象者株式の株価終値 3,548 円に対して 12.74%のプレミアム) として、本公開買付価格に関する 再提案を行いましたが、同月 19 日に本公開買付けに賛同できる価格に達していないという意見が本 特別委員会から示され、対象者から改めて本公開買付価格を引上げるよう要請を受けました。当該要 請を受け、伊藤忠商事は、同月 26 日に、本公開買付価格を 4,080 円(前営業日時点の東京証券取引 所プライム市場における対象者株式の株価終値3.503円に対して16.47%のプレミアム)とする本公 開買付価格の提案を行いましたが、同日に、対象者より、本公開買付価格について本公開買付けに賛 同できる価格に達していないとして、改めて本公開買付価格を引上げるよう要請を受けました。当該 要請を受け、伊藤忠商事は、同月 27 日に、本公開買付価格を 4,090 円(前営業日時点の東京証券取 引所プライム市場における対象者株式の株価終値 3,575 円に対して 14.41%のプレミアム) とする旨 の提案を行いました。その後、伊藤忠商事は再度価格について協議を行い、本取引の意義を踏まえ、 検討した結果として、同月 31 日に本公開買付価格を 4,200 円(前営業日時点の東京証券取引所プラ

イム市場における対象者株式の株価終値 3,509 円に対して 19.69%のプレミアム)とする旨の提案を行いました。しかし、伊藤忠商事は、同日に、対象者より、本公開買付価格について本公開買付けに賛同できる価格に達していないとして、改めて本公開買付価格を引上げるよう要請を受けました。当該要請を受け、伊藤忠商事は、同日に、本公開買付価格を4,200 円(前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値 3,509 円に対して 19.69%のプレミアム)から引上げることは困難である旨の通知を行いました。当該提案の後に開催された本特別委員会を経ても対象者からの回答が得られなかったため、伊藤忠商事は、2023 年8月1日に、本公開買付価格を対象者の直近 20 年の市場株価の終値の最高値である 4,325 円(前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値 3,602 円に対して 20.07%のプレミアム)とする旨の提案を行いました。その結果、伊藤忠商事は、同日、対象者から、伊藤忠商事の提案にあるとおり本公開買付価格を4,325 円とすることを応諾する旨の回答を受領し、合意に至りました。

# (iii) 対象者における意思決定の経緯及び理由

# (ア) 検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者の親会社である伊藤忠商事から、2023 年 3月7日に本取引の実施に向けた検討を開始した旨の通知を受けたとのことです。これを受けて、対 象者は、本取引の検討並びに伊藤忠商事との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、伊藤忠商事 は、対象者株式の所有割合が 61.24%に達する対象者の支配株主 (親会社) であり、本公開買付けを 含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報 の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の 公正性を担保するため、2023 年3月上旬に公開買付者等及び対象者グループから独立した法務アド バイザーとして森・濱田松本法律事務所を、公開買付者等及び対象者グループから独立したファイナ ンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券をそれぞれ選任したとのことです。その 後、対象者は、伊藤忠商事から改めて 2023 年4月4日に本取引に関する提案書を受領したとのこと です。当該提案を受けて、対象者は、本取引の公正性を担保するため、森・濱田松本法律事務所の助 言を踏まえ、直ちに、伊藤忠商事から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株 主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始し たとのことです。具体的には、対象者は、下記「3.買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算 定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を 回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における独 立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり特別委員会の設置に向 けた準備を進めたうえで、2023年4月4日に伊藤忠商事から提案書を受領した直後の同月7日開催 の取締役会決議により、池田泰弘氏(対象者独立社外取締役)、本村彩氏(対象者独立社外取締役) 及び原勝彦氏(対象者独立社外監査役)の3名から構成される本特別委員会(本特別委員会の検討の 経緯及び判断内容等については、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」 の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するた めの措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における独立した特別 委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、本特別委員会に 対し、本諮問事項を諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、 (i) 対象者取締役会は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して 本取引に関する意思決定を行うこととすること、及び(ii)本特別委員会が本取引の取引条件が妥当 でないと判断した場合には、対象者取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないこととする ことを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i)対象者と伊藤忠商事の間で行う交渉の過程に 実質的に関与すること(必要に応じて、伊藤忠商事との交渉方針に関して指示又は要請を行うことを 含む。)、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのファイナンシャ ル・アドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務のアドバイザーを選任若しくは指名すること(こ の場合の費用は対象者が負担する。)、又は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー若しくは法務

等に関するアドバイザーを指名若しくは承認(事後承認を含む。)すること、(iii) 必要に応じ、対象者の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領することについて権限を付与することを決議したとのことです(当該取締役会における決議の方法については、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。

なお、本特別委員会は、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2023 年4月7日、上記の権限に基づき、独自の法務アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所を、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングをそれぞれ選任する旨を決定したとのことです。

また、対象者は、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii)対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びに対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、公開買付者等及び対象者グループからの独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任の承認を受けているとのことです。

更に、対象者は、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii)対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、公開買付者等から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を対象者の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。

#### (イ) 検討・交渉の経緯

そのうえで、対象者は、大和証券から対象者株式の価値算定結果に関する報告、伊藤忠商事との 交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所か ら本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言を受け、これ らを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性 について慎重に協議及び検討を行ってきたとのことです。

また、伊藤忠商事から 2023 年4月4日に本取引に関する提案書を受領して以降、対象者は、伊藤 忠商事との間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行っ てきたとのことです。

具体的には、対象者及び本特別委員会は、2023 年4月4日に本取引に関する提案書を受領したことを踏まえて、本特別委員会における検討・協議を進め、2023 年4月25日に伊藤忠商事に対し本取引の意義・目的に関して書面による質問をしたところ、2023 年5月19日に、伊藤忠商事から当該質問事項について書面による回答を受けたとのことです。更に、当該回答を踏まえて、対象者及び本特別委員会が2023年5月25日に書面による追加の質問をしたところ、2023年5月31日開催の本特別委員会において、伊藤忠商事から当該質問事項に対する回答及び本取引の意義・目的に関する説明を受け、これに対する質疑応答を行うとともに、本取引の意義・目的に関する協議を行ったとのことです。その後、対象者及び本特別委員会は、更に2023年6月1日、2023年6月6日に書面による追加の質問をしたところ、それぞれ2023年6月2日、2023年6月14日に伊藤忠商事から当該質問事項について書面による回答を受けたとのことです。更に、2023年6月22日開催の本特別委員会において、

伊藤忠商事から改めて本取引の意義・目的に関する説明を受け、これに対する質疑応答を行うととも に、本取引の意義・目的に関する協議を行ったとのことです。

本公開買付価格については、対象者は、2023年7月7日以降、伊藤忠商事との間で、複数回にわ たる交渉を重ねてきたとのことです。具体的には、対象者は、伊藤忠商事が対象者に対して実施した デュー・ディリジェンスにより得られた情報、当該情報を前提としてファイナンシャル・アドバイ ザーである野村證券が実施した初期的な対象者株式価値分析及び当該情報を前提として伊藤忠商事で 実施した初期的な対象者株式価値分析内容を総合的に勘案した結果として、伊藤忠商事から、2023 年7月7日に本公開買付けにおける本公開買付価格を3,800円(前営業日時点の東京証券取引所プラ イム市場における対象者株式の株価終値 3,559 円に対して 6.77%のプレミアム)とすることを含んだ 本取引に関する提案を受けたとのことです。しかし、対象者は、同月 10 日、本公開買付価格は対象 者の本源的な価値を反映した価格水準を著しく下回るとして本公開買付価格の再検討を要請したとの ことです。これを受けて、伊藤忠商事から、同月 12 日に、伊藤忠商事が同月7日に行った提案で提 示した本公開買付価格に対して、対象者が対象者の本源的な価値を反映した価格水準を著しく下回る と評価した理由を明示的に示すように要請されたとのことです。かかる要請を踏まえ、同月 14 日に、 対象者は伊藤忠商事に対し、伊藤忠商事が同月7日に行った提案で提示した本公開買付価格が対象者 の本源的な価値を反映した価格水準を著しく下回るとする、市場株価の長期的値動き等を踏まえた明 示的理由を説明したうえで、改めて本公開買付価格を引上げるように要請したとのことです。その後 対象者の要請を受け、伊藤忠商事から、同月 18 日に、本公開買付価格を 4,000 円(前営業日時点の 東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値 3,548 円に対して 12.74%のプレミアム) とする旨の再提案を受けたとのことです。しかし、対象者は、同月 19 日、本公開買付価格は対象者 の本源的な価値を反映した価格水準を著しく下回るとして、本公開買付価格を引上げるように再度要 請したとのことです。その後、対象者の要請を受け、伊藤忠商事から、同月 26 日に、本公開買付価 格を 4,080 円(前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値 3,503 円 に対して 16.47%のプレミアム)とする旨の再提案を受けたとのことです。しかし、対象者は、同日、 本公開買付価格は対象者及び本特別委員会のファイナンシャル・アドバイザーによる算定結果や足元 の株価水準を踏まえると、本公開買付けに賛同できる価格に達していないとして、本公開買付価格を 引上げるように再度要請したとのことです。その後、対象者の要請を受け、伊藤忠商事から、同月 27 日に、本公開買付価格を 4,090 円(前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株 式の株価終値3,575円に対して14.41%のプレミアム)とする旨の再提案を受け、更に、同月31日に、 本公開買付価格を4,200円(前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価 終値 3,509 円に対して 19.69%のプレミアム) とする旨の再提案を受けたとのことです。しかし、対 象者は、同日、本公開買付価格は対象者及び本特別委員会のファイナンシャル・アドバイザーによる 算定結果や足元の株価水準を踏まえると、依然として本公開買付けに賛同できる価格に達していない として、本公開買付価格を引上げるように再度要請したとのことです。その後、対象者は、伊藤忠商 事から、同日、本公開買付価格を 4,200 円から引上げることは困難である旨の通知を一旦は受けたと のことですが、2023年8月1日、伊藤忠商事から、本公開買付価格を1株当たり4,325円(前営業日 時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値 3,602 円に対して 20.07%のプレ ミアム)とする旨の提案を改めて受けたため、同日、対象者は伊藤忠商事に対し、伊藤忠商事の提案 を応諾する旨の回答を送付し、本公開買付価格を4,325円とすることで合意に至ったとのことです。

以上の検討・交渉過程において、対象者は、本公開買付価格に関する伊藤忠商事との協議及び交渉にあたり、本特別委員会から聴取した意見並びに大和証券及び森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえて検討を行っており、その際、本特別委員会においては、随時、本特別委員会のアドバイザーであるプルータス・コンサルティング及び柴田・鈴木・中田法律事務所から助言を受けるとともに、対象者や対象者のアドバイザーとの意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってきたとのことです。具体的には、まず、対象者が伊藤忠商事に対して提示し、また、大和証券及びプルータス・コンサルティングが対象者株式の価値算定において基礎とする対象者の事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けているとのこ

とです。また、対象者のファイナンシャル・アドバイザーは、伊藤忠商事との交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議のうえ決定した交渉方針に従って対応を行っており、伊藤忠商事から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、伊藤忠商事との交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っているとのことです。

そして、対象者は、2023 年8月1日付で、本特別委員会から、①対象者取締役会が、本公開買付 けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する ことを決議することは妥当であると考える旨、並びに②対象者取締役会における本取引についての決 定(すなわち、(A) 本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの 応募を推奨する旨の決定及び(B) 本取引の一環として本公開買付け後に行われる本株式売渡請求 (下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「①株式 売渡請求」において定義します。以下同じとします。) 又は本株式併合(下記「(4) 本公開買付け後 の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「②株式併合」において定義します。 以下同じとします。)による非公開化手続に係る決定)は、対象者の少数株主にとって不利益なもの ではないと考える旨の答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けているとのことです (本答申書の概要については、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」 の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するた めの措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における独立した特別 委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。なお、対象者は、本答申書 と併せて、本特別委員会から、2023 年8月1日付で本特別委員会がプルータス・コンサルティング から提出を受けた対象者株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(プルータス・コンサ ルティング)」といいます。)及び本公開買付価格である1株当たり4,325円が対象者の少数株主に とって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン」 といいます。) の提出も受けているとのことです(本株式価値算定書(プルータス・コンサルティン グ)及び本フェアネス・オピニオンの概要については、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け 等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及 び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iv) 特別 委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」 をご参照ください。)。

# (ウ) 判断内容

以上の経緯の下で、対象者は、2023 年8月2日開催の対象者取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地からの助言並びに 2023 年8月1日付で大和証券から提出を受けた対象者株式に係る株式価値算定書(以下「対象者算定書」といいます。)の内容、並びに本特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、以下のとおり、対象者としても、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた対象者の非公開化が対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

対象者グループは、創立当初より業界動向や IT 技術動向を常に先取りし、高い技術力を持つ国内外の IT 先進企業との強固なパートナーシップを活用しながら、幅広い顧客に対して IT システムを提供することで、あらゆる業界における顧客のニーズや社会課題の解決に広く貢献してきたとのことです。

昨今の対象者グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会全体の DX が加速する中、顧客の IT 投資の目的が、自社のコスト削減や業務効率化等から、競争力向上を目的 とした新たなビジネスモデルの創出へと変化しており、IT サービスに対するニーズは高度化、多様

化しているとのことです。

具体的には、顧客の課題を的確に捉えて最適な解決策(ソリューション)を提供するだけでなく、顧客の事業変革や社会的課題の解決を牽引すべく、IT サービスに加えて、コンサルティングやデータ分析、ビジネスデザイン・マーケティング支援、オペレーション改善(BPO)等を有機的に織り交ぜて、複合的かつ高度な付加価値として提供することを求められているとのことです。

更に、顧客のビジネスフロントでの活動に関する知見を有するコンサルティング会社が、M&A 等を通じて機動的に提供機能の拡充を進め、コンサルティングから IT システム導入までを一気通貫で手掛けるプレイヤーとなり、対象者グループを含む従前のシステムインテグレーターが担っていた市場に参入しているとのことです。

このように対象者グループを取り巻く経営環境は大きく構造変化が生じており、今後も変化していくものと想定しているとのことです。

こうした長期的な経営環境の変化に的確に対応し、対象者の企業価値を更に向上するためには、 既存事業の強化と成長に加えて、コンサルティングをはじめとするより付加価値の高いサービスの拡充、先進技術の提供、海外の成長市場における事業活動の拡大及びそれらを提供するために必要なエンジニアリソースの確保や海外顧客との接点、伊藤忠商事との更なる人材交流等が必要と認識しており、非オーガニックな成長も追求していく必要があると考えているとのことです。

対象者は、今後も大きな変化が予測される経営環境の中で、対象者の中長期的な企業価値の向上を図るためには、上記の各施策を早期に実施することが必要であると考えているとのことですが、上記の各施策の早期の実施のためには投資を先行する必要が生じるところ、当該投資は不確実性を伴うことから、短期的には対象者の業績が悪化する可能性があるとのことです。そして、対象者が上場している間は、対象者の株主の皆様の利益を追求する必要があることから、そのような可能性のある投資を同時にかつ迅速に実行することは難しい状況にいるとのことです。

このような状況下において、対象者は、対象者の経営資源やノウハウに加えて伊藤忠グループのネットワークやノウハウを活用することで、上記の各施策を着実に実現できると考えているとのことです。非オーガニックな成長の追求については、伊藤忠グループのネットワークを活かして対象者の企業価値向上に貢献できる第三者との提携や買収の実施を検討しており、かかる提携を通じてエンジニアリソースの確保や新規事業機会の獲得を企図しているとのことです。

しかしながら、伊藤忠商事と対象者の現在の資本関係においては、伊藤忠商事が対象者グループに投入する経営資源から得られる対象者グループ利益の一部は対象者の少数株主に流出するため、伊藤忠商事にとっては、自らが投入した経営資源から得られる利益をすべて得ることができず、伊藤忠商事と対象者の少数株主との間に構造的な利益相反関係が生じ、その結果、伊藤忠商事による対象者グループへの経営資源の投入が制約されるという課題があるとの説明を受けているとのことです。

対象者は、上記の対象者グループを取り巻く経営環境を踏まえ、本取引を通じて対象者が非公開化し、伊藤忠商事と対象者の少数株主との間の構造的な利益相反関係を解消し、伊藤忠商事による対象者グループへの更なる経営資源の投入を可能とすることで、機動的かつ着実な経営施策の実行を通じて、以下のようなシナジー創出を見込むことができ、対象者の更なる企業価値向上に資するとの結論に至ったとのことです。

# I. エンジニアリソースの確保による成長戦略の加速

対象者グループは、社員の約7割がエンジニアであり、対象者グループの価値創出を担うエンジニアを育成、活躍する仕組みを整え、アライアンスパートナー(国内外のSIパートナー)との協働体制により事業を拡大してきたとのことです。今後、対象者グループを取り巻く経営環境の変化に伴い、エンジニアリソースの獲得競争は更に激化すると想定しておりますが、伊藤忠商事の持つ様々な産業領域や国・地域におけるネットワークや提携機会を活用することで、対象者グループにおける成長戦略の加速を見込むことができると考えているとのことです。例えば、伊藤忠商事を通じた国内外の大手オフショア・オンショア開発企業との資本提携を行うことにより、短期的、中長期的なエンジニアリソースの確保を見込むことができ、アライアンスパートナーとの協働体制を更に強化していくことで、成長戦略の加速に繋がると考えているとのことです。

#### II. デジタルバリューチェーンの拡充による事業領域の拡大

伊藤忠商事はかねてからデジタルバリューチェーンの拡充を進めていると考えているとのことです。対象者グループは、高い技術力を持つ国内外の IT 先進企業との強固なパートナーシップを活用しながら、幅広い顧客に対して IT システムを提供しているとのことです。伊藤忠グループが有する多様な商流において、対象者が伊藤忠商事とともに、コンサルティング・データ分析、UI デザイン (注1)、UX デザイン (注2) 等の各種機能を持つ企業と密に連携することで、より付加価値の高いデジタルバリューチェーンを顧客へ提供できるようになり、事業領域の拡大を見込むことができると考えているとのことです。

- (注1) UI デザイン: UI とは、User Interface の略称。ユーザーがサービスやプロダクトをスムーズに使えるように設計を行うことを指すとのことです。
- (注2) UX デザイン: UX とは、User experience の略称。サービスやプロダクトを通じた ユーザーの顧客体験のすべてをより良くするために設計を行うことを指すと のことです。

## III. グローバル事業展開の拡大・高度化

対象者の持つ世界有数の IT ベンダーとのグローバルパートナーシップに加えて、伊藤忠商事の海外における経営ノウハウやネットワークを活用することで、北米等の IT 先進市場における事業活動の拡大や高度化が図れると考えているとのことです。また、国内における IT システム提供のノウハウを伊藤忠商事の持つネットワークを利用してグローバル展開していくことで、海外収益の拡大も図ることができると考えているとのことです。例えば、伊藤忠商事のネットワークを利用した北米企業の買収や提携による顧客基盤の拡大、IT 先進技術を持つパートナーとのアクセス確保や技術連携が可能になると考えているとのことです。

## IV. 人材交流の活発化を通じた対象者グループ総合力の更なる強化

これまでの主な人材交流は、対象者と伊藤忠商事の情報・通信部門や IT・デジタル戦略部の間で行ってきたとのことです。今後、人材交流の範囲を伊藤忠商事の他部門やグループ各社に拡大することによって、伊藤忠グループ各所への DX 提供事例を増やし、当該事例をサービスモデル化に繋げることで、顧客企業への横展開による収益の拡大が可能になると考えているとのことです。

加えて、対象者グループと伊藤忠グループの人材交流の活発化により、対象者グループ従業員のスキルアップを図り、それによる顧客企業に対する高付加価値サービスの提供を実現できると考えているとのことです。対象者グループは、伊藤忠グループのビジネスフロントにおける IT・デジタル活用の発注者側としての知見・経験、M&A や資本・業務提携に携わる経験、国内外の事業経営の経験等を通じた新たなキャリア機会の獲得等を加速させていくことにより、対象者グループの総合力の更なる強化が可能になると考えているとのことです。

なお、対象者は、対象者が本取引を通じて非公開化されることによる、上場企業としてのブランド力低下に伴う取引先その他のステークホルダーへの影響や従業員のモチベーション低下の可能性について検討したとのことです。もっとも、下記「②本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、伊藤忠商事としては、対象者の経営体制・取締役会の構成について、本取引実施後も、対象者の独自性を尊重した適切なガバナンスと、対象者を含む伊藤忠グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し、本取引後に公開買付者らと対象者の間で協議していく方針であること、本公開買付け後の対象者従業員の継続雇用方針・処遇の変更、対象者以外の伊藤忠グループ会社への配置転換について、現時点で決定した事象等はない(但し、今後戦略的かつ合理的に必要であると判断した場合、対象者と協議のうえ、方針や処遇の変更、配置転換をする可能性がある)こと、また、IT国内市場の成長・構造変化が進み、エンジニアリソースの確保が重要な課題となる中、対象者の従業員のモチベーションの維持等を図るため、対象者のブランディング向上に繋がる施策についても、対

象者の意向も踏まえつつ慎重に検討していく方針であること等を踏まえ、対象者としては、対象者が本取引を通じて非公開化されることは、対象者グループの取引先、従業員、その他のステークホルダーにおいて受け入れられると考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点等から、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (ア) 下記「3.買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている大和証券による対象者株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回っており、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果の範囲内であること。
- (イ)下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iv)特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)におけるプルータス・コンサルティングによる対象者株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回っており、DCF法による算定結果の中央値を上回っていること。また、本特別委員会がプルータス・コンサルティングから、本公開買付価格である1株当たり4,325円が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得していること。
- (ウ)本公開買付けの公表日の前営業日である 2023 年8月1日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値の 3,644円に対して 18.69%、同日までの過去1ヶ月間(2023 年7月3日から 2023 年8月1日まで)の終値単純平均値 3,557円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。)に対して21.59%、同日までの過去3ヶ月間(2023 年5月2日から 2023 年8月1日まで)の終値単純平均値 3,587円に対して20.57%、同日までの過去6ヶ月間(2023 年2月2日から2023 年8月1日まで)の終値単純平均値 3,396円に対して27.36%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること。
- (エ)対象者の長期の株価推移に照らして、直近20年における対象者株式の終値の最高値 (2020年8月3日終値)と同一の価格であること。
- (オ)下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii)対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられており、一般株主利益が確保されていると認められること。
- (カ) 当該措置が講じられたうえで、対象者及び公開買付者等から独立した本特別委員会の 実質的な関与の下、伊藤忠商事との間で真摯に交渉を重ね、当初の伊藤忠商事からの 提案価格である 3,800 円から引上げられた価格であること。
- (キ)対象者における独立した本特別委員会から取得した本答申書において、下記「3.買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公

開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断されていること。

以上より、対象者は、2023 年8月2日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、上記対象者取締役会における決議の方法は、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(viii)対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## ② 本公開買付け後の経営方針

公開買付者ら及び対象者は、上記「①本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定 の過程」に記載のシナジー効果を着実に実現させるべく、伊藤忠グループと対象者の連携を加速させ るとともに、ビジネスフロント向け提供機能の強化・ビジネスモデルの変革、国内外での成長戦略の 加速、人材交流の活発化による対象者を含む伊藤忠グループの総合力強化といった事項について、公 開買付者らが対象者の経営陣と十分に協議しながら検討していく考えです。なお、本取引後の対象者 の経営体制・取締役会の構成については、役員派遣の有無その他人事に関する事項を含め現時点で決 定している事項はなく、対象者の独自性を尊重した適切なガバナンスと、対象者を含む伊藤忠グルー プとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し、本取引後に公開買付者らと対象者の 間で協議してまいります。また、本公開買付け後の対象者従業員の継続雇用方針・処遇の変更、対象 者以外の伊藤忠グループ会社への配置転換について、現時点で決定した事象等はございませんが、今 後戦略的かつ合理的に必要であると判断した場合、対象者と協議のうえ、方針や処遇の変更、配置転 換をする可能性がございます。更に、IT 国内市場の成長・構造変化が進み、エンジニアリソースの 確保が重要な課題となる中、従業員のモチベーションの維持等を図るため、対象者のブランディング 向上に繋がる施策についても、対象者の意向も踏まえつつ慎重に検討してまいります。本公開買付け 後は、対象者において、伊藤忠商事の株式を対象とする従業員持株会を組成する準備を進めておりま す。

# (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、公開買付者の親会社である伊藤忠商事の子会社であり、本公開買付けを含む本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付けの公正性を担保するため、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

なお、公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本日現在、対象者株式を所有していませんが、公開買付者の親会社である伊藤忠商事は対象者株式 141,601,600 株 (所有割合:61.24%)を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者ら及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリ

ティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる旨判断しており、対象者としても同様に判断しているとのことです。

- (i) 伊藤忠商事における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
- (iv) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
- (v) 特別委員会における独立した法律事務所からの助言
- (vi) 対象者における独立した法律事務所からの助言
- (vii) 対象者における独立した検討体制の構築
- (viii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
- (ix) 取引保護条項の不存在
- (x) 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するため の措置

以上の詳細については、下記「3.買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式のすべて(伊藤忠商事が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

# ① 株式売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者らが、合計で対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、伊藤忠商事が会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、伊藤忠商事は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)の全員(以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式のすべてを売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式 1 株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を本売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、伊藤忠商事は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、本売渡株主の個別の承諾を要することなく、伊藤忠商事は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、本売渡株主が所有する対象者株式のすべてを取得いたします。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、伊藤忠商事より本株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において、伊藤忠商事による本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の手続として、本株式売渡請求がなされた場合には、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、本売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、かかる申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的に裁判所が判断するこ

とになります。

#### ② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者らが、合計で対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者らは、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を 2023 年 11 月を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者らからこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定とのことです。また、公開買付者らは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより、株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する対象者株式を対象者又は伊藤忠商事若しくは公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。公開買付者らは、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを、対象者に要請する予定です。

なお、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者らのみが対象者株式のすべて(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することを企図し、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう対象者に要請する予定です。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるもののすべてを公正な価格で買い取ることを請求できる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、 実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開 買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者ら及び対象者 を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該 対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた 対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは 一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、 対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。 また、公開買付者らは、本スクイーズアウト手続の完了後に公開買付者らと対象者の間のシナ ジー創出に貢献できるパートナー企業の有無を模索することを検討中であり、該当する企業が存在し た場合には、対象者及び当該企業と誠実に協議のうえで、当該企業による公開買付者又は対象者に対する数%程度以下の出資を受け入れることを検討しておりますが、具体的な手法、出資比率及び日程等の詳細については本日現在未定です。

## (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

# (6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

## (1) 対象者の概要

1	名			称	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	
2	所	在		地	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	
3	代表	者の役	職・」	氏名	代表取締役社長 柘植 一郎	
<b>(4)</b>	事	業	内	容	コンピュータ・ネットワークシステムの販売・保守、ソフトウェ	ア受託開
4)	<del></del>	未	L1	谷	発、データセンターサービス、サポート、等	
5	資	本		金	21,764 百万円(2023 年 3 月 31 日現在)	
6	設	立年	月	日	1979年7月11日	
					伊藤忠商事株式会社	61. 24%
					日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7.79%
					株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.73%
					CTC 社員持株会	1.95%
					STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 ㈱ みずほ銀行決済営業部)	0.87%
(7)		大株主及び持株比率 (2023年3月31日現在)			BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 ㈱ 三菱 UFJ 銀行決済事業部)	0.65%
	(202	3年3月 (注		(土)	ジブラルタ生命保険株式会社(一般勘定株式 D 口)(常任代理 人㈱日本カストディ銀行)	0.61%
					JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部)	0.55%
					STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025 (常任代理人 ㈱ みずほ銀行決済営業部)	0.55%
					SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.50%
8	上場会	会社と対象	象者の関	<b></b>		_
	資	本	関	係	公開買付者の親会社である伊藤忠商事は、対象者株式 141,601,60 有割合:61.24%)を所有し、対象者を子会社としております。	00 株 (所
					対象者の取締役7名のうち3名が公開買付者の親会社である伊藤	忠商事の
					出身者又は関係者です。また、対象者の監査役4名のうち1名が	伊藤忠商
	人	的	関	係	事の出身者です。	
					上記のほか、本日現在、対象者の従業員 14 名が伊藤忠商事に出	向してお
					り、伊藤忠商事の従業員 10 名が対象者に出向しております。	
	取	引	関	係	公開買付者の親会社である伊藤忠商事と対象者グループの間には	、商品の
					購入及び販売等に関する取引があります。	
	関連	当事	者へ	· 0	対象者は公開買付者の親会社である伊藤忠商事の子会社であるた	め、対象

該	当	状	況	者は伊藤忠商事の関連当事者に該当し、	対象者と伊藤忠商事は相互に関連
				当事者に該当します。	

(注)「⑦大株主及び持株比率 (2023年3月31日現在)」は、対象者が2023年6月16日に提出した第44期有価証券報告書に記載された「大株主の状況」を基に記載しております。

#### (2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	2023年8月2日(水曜日)
	2023年8月3日(木曜日)
公開買付開始公告日	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。
	(電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2023年8月3日(木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間 2023年8月3日(木曜日)から2023年9月14日(木曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 普通株式1株につき、4,325円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

伊藤忠商事は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関として、伊藤忠商事のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。

野村證券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価が存在することから市場株価平均法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて対象者の株式価値の算定を行い、伊藤忠商事は、野村證券から2023年8月2日付で株式価値算定書(以下「本買付者側株式価値算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、野村證券は公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、伊藤忠商事は、下記「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の決定に至る経緯)」に記載の諸要素を総合的に考慮し、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 : 3,396円から3,644円 類似会社比較法 : 3,135円から3,905円 DCF法 : 3,635円から4,605円

市場株価平均法では、2023年8月1日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象 者株式の基準日終値3,644円、直近5営業日の終値単純平均値3,579円、直近1ヶ月間の終値単純平均 値3,557円、直近3ヶ月間の終値単純平均値3,587円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値3,396円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を3,396円から3,644円と算定しております。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を3,135円から3,905円までと算定しております。

DCF法では、対象者より受領(対象者から受領した事業計画にフリー・キャッシュ・フローは含まれておりません。)し、伊藤忠商事にて修正のうえ提供された2024年3月期から2028年3月期までの5期分の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2024年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を3,635円から4,605円と算定しております。なお、DCF法の前提とした対象者の事業計画について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されておりません。

伊藤忠商事は、野村證券から取得した本買付者側株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果に加え、2023年4月下旬から同年6月下旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2023年8月2日、本公開買付価格を4,325円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 4,325 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2023 年8月1日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 3,644 円に対して 18.69%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 3,557 円に対して 21.59%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値 3,587 円に対して 20.57%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 3,396 円に対して 27.36%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(注) 野村證券は、対象者の株式価値算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。対象者及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。対象者の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、伊藤忠商事の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は修正されたことを前提としております。野村證券の算定は、2023年8月1日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、伊藤忠商事の取締役会が対象者の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

## ② 算定の経緯

## (本公開買付価格の決定に至る経緯)

2023年3月上旬に、伊藤忠商事は、伊藤忠商事と対象者のより一層の企業価値向上を実現するために、対象者の非公開化によって、対象者と伊藤忠商事の利害をこれまで以上に高い水準で一致させ、双方の経営資源を迅速かつ柔軟に相互活用できる体制を整えることが最善であるとの結論に至り、対象者の非公開化に関する初期的な検討を開始いたしました。

2023年3月上旬、伊藤忠商事は、伊藤忠商事及び対象者を含む伊藤忠グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、対象者の非公開化に係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。そして、2023年3月7日には、伊藤忠商事から対象者に対し、対象者の非公開化に関する検

討を開始した旨の通知を行いました。その後伊藤忠商事は、想定されるシナジーに関する検討を進め、2023年4月4日、対象者に対し、伊藤忠商事が本取引を申し入れた背景や本取引実施後の成長戦略等を記載した初期的提案書を提出いたしました。

伊藤忠商事から対象者に対する上記2023年3月7日付の通知を受けて、対象者は、本取引の検討 並びに伊藤忠商事との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、伊藤忠商事は、対象者株式の所 有割合が61.24%に達する対象者の支配株主(親会社)であり、本公開買付けを含む本取引が支配株 主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題 が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保す るため、2023年3月上旬に、公開買付者等並びに対象者グループから独立した法務アドバイザーと して森・濱田松本法律事務所を、公開買付者等及び対象者グループから独立したファイナンシャ ル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券をそれぞれ選任したとのことです。その後、 対象者は、伊藤忠商事から改めて2023年4月4日に本取引に関する提案書を受領したとのことです。 当該提案を受けて、対象者は、本取引の公正性を担保するため、森・濱田松本法律事務所の助言を 踏まえ、直ちに、伊藤忠商事から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主 の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始し たとのことです。具体的には、対象者は、下記「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及 び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii)対 象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり特別 委員会の設置に向けた準備を進めたうえで、2023年4月4日に伊藤忠商事から提案書を受領した直 後の同月7日開催の取締役会決議により、池田泰弘氏(対象者独立社外取締役)、本村彩氏(対象者 独立社外取締役)及び原勝彦氏(対象者独立社外監査役)の3名から構成される本特別委員会(本 特別委員会の検討の経緯及び判断内容等については、下記「(本公開買付価格の公正性を担保するた めの措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の 「(iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照く ださい。)を設置し、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問したとのことです。また、対象者取締 役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i)対象者取締役会は、本公開買付けへの賛否を含め、本 特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこととすること、及び(ii) 本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は当該取引条 件による本取引の承認をしないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i)対 象者と伊藤忠商事の間で行う交渉の過程に実質的に関与すること(必要に応じて、伊藤忠商事との 交渉方針に関して指示又は要請を行うことを含む。)、(ii)本諮問事項に関する検討及び判断を行う に際し、必要に応じ、自らのファイナンシャル・アドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務の アドバイザーを選任若しくは指名すること(この場合の費用は対象者が負担する。)、又は、対象者 のファイナンシャル・アドバイザー若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認(事 後承認を含む。)すること、(iii)必要に応じ、対象者の役職員その他本特別委員会が必要と認める 者から本諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領することについて権限を付与するこ とを決議したとのことです。

なお、本特別委員会は、下記「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2023年4月7日、上記の権限に基づき、独自の法務アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所を、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングをそれぞれ選任したとのことです。

そのうえで、伊藤忠商事と対象者は、本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。 伊藤忠商事は、本公開買付けの実現可能性の精査のため、2023年4月下旬から同年6月下旬まで 対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施するとともに、並行して対象者及び本特別委員会と の間で、本取引の意義・目的や、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果、本取引後の経営 体制・事業方針、業界の見通しについて複数回にわたり協議を実施しております。具体的には、2023年4月25日、伊藤忠商事は対象者及び本特別委員会より2023年4月4日の提案書を受けた本取引の意義・目的に関して書面による質問を受領し、2023年5月19日、当該質問事項について書面による回答を提出いたしました。更に、当該回答を踏まえて、2023年5月25日、伊藤忠商事は対象者及び本特別委員会より書面による追加の質問を受領し、2023年5月31日開催の本特別委員会において、伊藤忠商事から当該質問事項に対する回答及び本取引の意義・目的に関する説明を行い、これに対する質疑応答を行うとともに、本取引の意義・目的に関する協議を行いました。その後、更に伊藤忠商事は対象者及び本特別委員会より2023年6月1日、2023年6月6日に書面による追加の質問を受領し、それぞれ2023年6月2日、2023年6月14日に当該質問事項について書面による回答を提出いたしました。更に、2023年6月22日開催の本特別委員会において、伊藤忠商事から改めて本取引の意義・目的に関する説明を行い、これに対する質疑応答を行うとともに、本取引の意義・目的、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果、本取引後の経営体制・事業方針、業界の見通しに関する意見交換を行いました。

伊藤忠商事は、2023年7月7日以降、対象者との間で、本公開買付価格に関して複数回にわたる 交渉を重ねてまいりました。具体的には、伊藤忠商事は、伊藤忠商事が対象者に対して実施した デュー・ディリジェンスにより得られた情報、当該情報を前提としてファイナンシャル・アドバイ ザーである野村證券が実施した初期的な対象者株式価値分析及び当該情報を前提として伊藤忠商事 で実施した初期的な対象者株式価値分析内容を総合的に勘案し、2023年7月7日に本公開買付けに おける本公開買付価格を3,800円(前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式 の株価終値3,559円に対して6.77%のプレミアム)とすることを含んだ本取引に関する提案を行いま した。しかし、伊藤忠商事は、同月10日、対象者より、本公開買付価格は対象者の本源的な価値を 反映した価格水準を著しく下回るとして本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、 伊藤忠商事は、同月12日に対象者に対し、伊藤忠商事が同月7日に行った提案で提示した本公開買 付価格に対して、対象者が対象者の本源的な価値を反映した価格水準を著しく下回ると評価した理 由を明示的に示すように要請しました。かかる要請を踏まえ、同月14日に、対象者は伊藤忠商事に 対し、伊藤忠商事が同月7日に行った提案で提示した本公開買付価格が対象者の本源的な価値を反 映した価格水準を著しく下回るとする、市場株価の長期的値動き等を踏まえた明示的理由を説明し たうえで、改めて本公開買付価格を引上げるよう要請を行いました。その後、伊藤忠商事は、同月 18日に、対象者の要請を受け、本公開買付価格を4,000円(前営業日時点の東京証券取引所プライム 市場における対象者株式の株価終値3,548円に対して12.74%のプレミアム)として、本公開買付価 格に関する再提案を行いましたが、同月19日に本公開買付けに賛同できる価格に達していないとい う意見が本特別委員会から示され、対象者から改めて本公開買付価格を引上げるよう要請を受けま した。当該要請を受け、伊藤忠商事は、同月26日に、本公開買付価格を4,080円(前営業日時点の東 京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値3,503円に対して16.47%のプレミアム) とする本公開買付価格の提案を行いましたが、同日に、対象者より、本公開買付価格について本公 開買付けに賛同できる価格に達していないとして、改めて本公開買付価格を引上げるよう要請を受 けました。当該要請を受け、伊藤忠商事は、同月27日に、本公開買付価格を4,090円(前営業日時点 の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値3,575円に対して14.41%のプレミア ム)とする旨の提案を行いました。その後、伊藤忠商事は再度価格について協議を行い、本取引の 意義を踏まえ、検討した結果として、同月31日に本公開買付価格を4,200円(前営業日時点の東京証 券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値3,509円に対して19.69%のプレミアム)とす る旨の提案を行いました。しかし、伊藤忠商事は、同日に、対象者より、本公開買付価格について 本公開買付けに賛同できる価格に達していないとして、改めて本公開買付価格を引上げるよう要請 を受けました。当該要請を受け、伊藤忠商事は、同日に、本公開買付価格を4,200円(前営業日時点 の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値3,509円に対して19.69%のプレミア ム) から引上げることは困難である旨の通知を行いました。当該提案の後に開催された本特別委員 会を経ても対象者からの回答が得られなかったため、伊藤忠商事は、2023年8月1日に、本公開買

付価格を対象者の直近20年の市場株価の終値の最高値である4,325円(前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値3,602円に対して20.07%のプレミアム)とする旨の提案を行いました。その結果、伊藤忠商事は、同日、対象者から、伊藤忠商事の提案にあるとおり本公開買付価格を4,325円とすることを応諾する旨の回答を受領し、合意に至りました。

伊藤忠商事は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、 公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関として、伊藤忠商事のファイナンシャル・ア ドバイザーである野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。

野村證券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価平均法、類似会社比較法及UDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、伊藤忠商事は、野村證券から2023年8月2日付で本買付者側株式価値算定書を取得いたしました。なお、野村證券は公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、伊藤忠商事は、下記に記載の諸要素を総合的に考慮し、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本買付者側株式価値算定書の概要及びそれを踏まえて本公開買付価格を決定するに至った理由は 以下のとおりです。

#### (i) 本買付者側株式価値算定書の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の 算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のと おりです。

市場株価平均法 : 3,396 円から 3,644 円 類似会社比較法 : 3,135 円から 3,905 円 DCF 法 : 3,635 円から 4,605 円

## (ii) 本買付者側株式価値算定書を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った理由

伊藤忠商事は、野村證券から取得した本買付者側株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果に加え、2023年4月下旬から同年6月下旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2023年8月2日、本公開買付価格を4、325円と決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者は、公開買付者の親会社である伊藤忠商事の子会社であり、本公開買付けを含む本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付けの公正性を担保するため、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

#### (i) 伊藤忠商事における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

伊藤忠商事は 2023 年8月2日付で野村證券から、対象者の株式価値の算定結果に関する本買付者 側株式価値算定書を取得しております。詳細については、上記「①算定の基礎」をご参照ください。

(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

#### (ア) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者等及び対象者グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2023年8月1日付で、対象者算定書を取得したとのことです。なお、大和証券は、公開買付者等及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。なお、大和証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案のうえ、上記の報酬体系により大和証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定したとのことです。

#### (イ) 対象者株式に係る算定の概要

大和証券は、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法及び対象者業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を算定方法として用いて対象者の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2023年8月1日付で大和証券より対象者算定書を取得したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 3,396 円から 3,644 円 類似会社比較法 : 2,613 円から 3,202 円 DCF 法 : 3,929 円から 6,835 円

市場株価法では、2023年8月1日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値3,644円、直近1ヶ月間(2023年7月3日から2023年8月1日まで)の終値単純平均値3,557円、直近3ヶ月間(2023年5月2日から2023年8月1日まで)の終値単純平均値3,587円及び直近6ヶ月間(2023年2月2日から2023年8月1日まで)の終値単純平均値3,396円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を3,396円~3,644円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似性があると判断される類似上場会社として、日鉄ソリューションズ株式会社、TIS 株式会社、株式会社電通国際情報サービス、ネットワンシステムズ株式会社、BIPROGY 株式会社、SCSK 株式会社を選定したうえで、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて算定を行い、対象者株式の1株当たり価値の範囲を 2,613 円~3,202 円までと算定しているとのことです。

DCF 法では、対象者が作成した事業計画を基に、2024年3月期から2028年3月期までの5期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2024年3月期第2四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり価値の範囲を3,929円~6,835円までと算定しているとのことです。なお、大和証券がDCF分析に用いた財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておらず、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、割引率は4.8%~6.8%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.0%~1.0%として算定しているとのことです。

大和証券が DCF 法による分析に用いた対象者作成の事業計画においては、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味していないとのことです。

なお、DCF法で算定の前提とした対象者財務予測の数値は以下のとおりとのことです。

(単位:百万円)

	2024年	2025 年	2026年	2027年	2028年
	3月期	3月期	3月期	3月期	3月期
	(9ヶ月)				
売上収益	492, 555	688, 864	762, 291	842, 561	941, 455
営業利益	49, 224	71, 476	79, 069	87, 271	97, 478
EBITDA	55, 544	85, 991	93, 584	101, 786	111, 993
フリー・キャッシュ・フロー	19, 896	42, 490	31, 500	35, 879	38, 687

## (iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

#### (ア) 設置等の経緯

上記「2.買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定 の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び 意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2023年4月7日に開催された取締役会における決議 により、本特別委員会を設置いたしましたが、かかる本特別委員会の設置に先立ち、対象者は、2023 年3月上旬から、公開買付者等から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主 の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、 森・濱田松本法律事務所の助言も得つつ、公開買付者等との間で重要な利害関係を有しない対象者の 独立社外取締役及び独立社外監査役に対して、伊藤忠商事から2023年4月4日に本取引の実施に向 けた検討・協議を開始したい旨の提案書を受領した旨、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたって は、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分 に講じる必要がある旨等を個別に説明したとのことです。また、対象者は、並行して、森・濱田松本 法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる対象者の独立社外取締役及び独立社外 監査役の独立性及び適格性等について確認を行うとともに、公開買付者等との間で重要な利害関係を 有していないこと、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有してい ないことについても確認を行ったとのことです。そのうえで、対象者の独立社外取締役及び独立社外 監査役において、森・濱田松本法律事務所の助言を得つつ、協議した結果、異議がない旨が確認され たことから、対象者は、株式会社ニチレイフーズにおける代表取締役社長及び会長としての豊富な経 験・見識及び事業経営に関して相当の知見を有する池田泰弘氏(対象者独立社外取締役)、弁護士と しての豊富な経験・幅広い見識を有する本村彩氏(対象者独立社外取締役)及び公認会計士としての 豊富な経験と専門的知見を有する原勝彦氏(対象者独立社外監査役)の3名を本特別委員会の委員の 候補として選定したとのことです(なお、本特別委員会の委員長には対象者独立社外取締役である池 田泰弘氏が就任しており、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。)。

そのうえで、対象者は、2023年4月7日の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i) 対象者取締役会は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこととすること、及び(ii) 本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i) 対象者と伊藤忠商事の間で行う交渉の過程に実質的に関与すること(必要に応じて、伊藤忠商事との交渉方針に関して指示又は要請を行うことを含む。)、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのファイナンシャル・アドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務のアドバイザーを選任若しくは指名すること(この場合の費用は対象者が負担する。)、又は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認(事後承認を含む。)す

ること、(iii) 必要に応じ、対象者の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の 検討及び判断に合理的に必要な情報を受領することについて権限を付与することを決議したとのこと です。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役7名のうち、柘植一郎氏、関鎮氏及び梶原浩氏は伊藤忠商事の出身者又は関係者であるため、対象者が伊藤忠商事の子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、対象者取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、これらの3氏を除く4名の取締役において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っているとのことです。また、上記の取締役会には、伊藤忠商事の出身者である原田恭行氏を除く監査役3名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者の取締役のうち、柘植一郎氏、関鎮氏及び梶原浩氏の3名並びに対象者の監査役の うち原田恭行氏は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取 引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役 会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場で本取引の 協議及び交渉に参加していないとのことです。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、本取引の成否にかかわらず固定 報酬を支払うものとされているとのことです。

## (イ)検討の経緯

本特別委員会は、2023年4月7日より2023年8月1日までの間に合計19回開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。具体的には、本特別委員会は、まず、その独立性及び専門性・実績等を検討のうえ、2023年4月7日、公開買付者等及び対象者グループから独立した独自の法務アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所を、公開買付者等及び対象者グループから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選任する旨の決定をしたとのことです。本特別委員会は、柴田・鈴木・中田法律事務所及びプルータス・コンサルティングが公開買付者等及び対象者グループの関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性に問題がないことを確認しているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びに対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認しているとのことです。

更に、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性・公正性の観点から問題がないことを確認のうえ、承認をしているとのことです。

そのうえで、本特別委員会は、柴田・鈴木・中田法律事務所から受けた法的助言及び森・濱田松 本法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき 措置について検討を行っているとのことです。

本特別委員会は、伊藤忠商事から、本取引を提案するに至った背景、本取引の意義・目的、本取引実施後の経営体制・経営方針等についての説明を受け、質疑応答を行っているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者から、本取引の意義・目的、本取引が対象者の事業に及ぼす影響、本取引実施後の経営体制・経営方針等に関する対象者の見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらに関する質疑応答を行っているとのことです。

加えて、本特別委員会は、プルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、対象者の作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について対象者から説明を受け、質疑応答を行ったうえで、これらの合理性を確認し、承認をしているとのことです。そのうえで、上記「(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び下記「(iv) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピ

ニオンの取得」に記載のとおり、プルータス・コンサルティング及び大和証券は、対象者の事業計画の内容を前提として対象者株式の価値算定を実施しているとのことですが、本特別委員会は、プルータス・コンサルティング及び大和証券から、それぞれが実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行ったうえで、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。また、下記「(iv) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会は、2023 年8月1日付で、プルータス・コンサルティングから本フェアネス・オピニオンの提出を受けておりますが、その際、プルータス・コンサルティングから、本フェアネス・オピニオンの内容及び重要な前提条件について説明を受け、これを確認しているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者の伊藤忠商事との交渉について、随時、対象者や対象者のアドバイザーから報告を受け、プルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言及び柴田・鈴木・中田法律事務所から受けた法的見地からの助言も踏まえて審議・検討を行い、対象者の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べているとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者が伊藤忠商事から本公開買付価格の各提案を受領次第、対象者より本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けたうえで、対象者に対して計5回にわたり、伊藤忠商事に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、対象者が当該意見に従って伊藤忠商事と交渉を行ったこと等により、対象者と公開買付者との間の協議・交渉過程に実質的に関与したとのことです。その結果、対象者は、2023年8月1日、伊藤忠商事から、本公開買付価格を1株当たり4,325円とすることを含む提案を受け、結果として、本公開買付価格を、伊藤忠商事の当初提示額である3,800円から4,325円にまで引上げているとのことです。

更に、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から、複数回、対象者が公表予定の本公開買付けに係る対象者プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、柴田・鈴木・中田法律事務所から助言を受けつつ、充実した情報開示がなされる予定であることを確認したとのことです。

## (ウ)判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、柴田・鈴木・中田法律事務所から受けた法的見地からの助言、プルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言並びに 2023 年8月1日付で提出を受けた本株式価値算定書 (プルータス・コンサルティング) 及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、同日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

#### (a) 答申内容

- i. 対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主 に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは相当であると考える。
- ii. 対象者取締役会における本取引についての決定(すなわち、本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び本取引の一環として本公開買付け後に行われる本株式売渡請求又は本株式併合による本スクイーズアウト手続を実施することの決定)は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

#### (b) 答申理由

- i. 本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か 以下の点より、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的には 合理性があると考える。
  - ア. 本特別委員会が、書面での質疑応答及び伊藤忠商事に対するインタビューによる質疑 応答を通じて、伊藤忠商事による以下の認識又は考えを確認したところ、特に指摘す べき問題点や懸念が見当たらなかったこと。

- ・ 伊藤忠商事として、伊藤忠グループが対象者に対し経営資源の提供を行った際、利益の一定部分が対象者の少数株主に流出してしまい、経済合理性の観点から、伊藤忠グループによる対象者グループへの経営資源の投入に一定の限界があると考えていること。
- ・ 伊藤忠商事として、本取引を通じて対象者を非公開化し、伊藤忠商事と対象者の少数株主との間の構造的な利益相反構造を解消し、伊藤忠グループと対象者グループの利益を完全に一致させることにより、伊藤忠グループによる対象者グループへの更なる経営資源の投入が可能となると考えていること。
- ・ 伊藤忠商事として、現時点において、本取引実施後も、対象者の基本的な経営方針、 事業運営方針、技術戦略・方針等の変更を想定しておらず、対象者の成長戦略を踏 襲しつつ、対象者の経営資源を最大活用した施策を新たに追加する方針であり、今 後対象者の成長及び発展に向けて戦略的かつ合理的に必要と判断した場合には、対 象者と協議のうえで、追加・変更をしていく方針であること。
- ・ 伊藤忠商事として、人事施策について、対象者が現在採用している体系を維持する ことが適切であるとの見解を有しており、現時点において、本取引実施後の対象者 の従業員の労働条件の変更や人員削減等の人事施策について具体的な検討をしてい ないこと。
- ・ 伊藤忠商事として、対象者のブランディング向上に繋がる施策について、対象者の 意向も踏まえつつ検討していく方針であること。
- イ. 本特別委員会が、本取引に関する伊藤忠商事の認識又は考えに関する対象者に対する 質疑応答、及び対象者代表取締役社長である柘植一郎氏に対するインタビューによる 質疑応答を通じて、対象者による以下の認識又は考えを確認したところ、特に指摘す べき問題点や懸念が見当たらなかったこと。
  - ・ 対象者として、伊藤忠グループの支援を受けながら経営施策を実行していくことで、 既存のオーガニックな成長に加え、非オーガニックな成長戦略の遂行が可能となり、 コンサルティングをはじめとするより付加価値の高いサービスの拡充が見込める等 のメリットが認められると考えていること。
  - ・ 対象者として、伊藤忠商事との諸機能の一体化によって生じるディスシナジーについて特に重大なものは認識していないこと。
  - ・ 対象者として、伊藤忠商事が既に対象者株式の 61.24%を直接所有し、そのことを認識している取引先も多いため、伊藤忠商事の影響力が強まることによる取引関係の変更を検討する取引先は限定的であると考えていること。
  - ・ 対象者として、本取引により対象者の上場が廃止され、一部従業員のモチベーション低下や退職、人員の確保への影響等が懸念されるものの、対象者のブランディング向上に繋がる施策を実施することや本取引に関する説明を対象者の従業員に対して十分に行うことで、その影響は限定的であると考えていること。
- ウ. 本特別委員会として、慎重に審議・検討をしたところ、本取引の意義及び目的に関する伊藤忠商事の説明は一定の具体性を有しており、それを踏まえた対象者の説明にも不合理な点はなく、本取引にメリットが認められる一方で、本取引によるデメリットには特に重大なものは見当たらず、対象者及び伊藤忠商事が、対象者の課題及び今後の事業運営の方向性について共通認識を有していることを踏まえると、伊藤忠グループの支援を受けながら経営施策を実行していくことが、対象者の企業価値向上に資するとの対象者の見解は合理的であると考えられること。

# ii. 手続の公正性

以下の点より、本取引においては一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されているものと考える。

## ア. 本特別委員会の設置

- ・本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付価格を含む本取引の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、対象者独立社外取締役2名及び対象者独立社外監査役1名の合計3名で構成される本特別委員会を設置し、諮問を行ったこと。
- ・ 本特別委員会が、株式会社ニチレイフーズにおける代表取締役社長及び会長としての豊富な経験・見識及び事業経営に関して相当の知見を有する池田泰弘、弁護士としての高度な専門性と企業法務に関する豊富な知見を有する本村彩、並びに公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門性と豊富な知見を有する原勝彦の3名で構成されており、本諮問事項を検討するために必要な経験及び知見を備えていると認められること。
- ・ 本特別委員会において、2023年4月7日より2023年8月1日までの間に合計19回、 計約25時間にわたり審議を重ねたこと。
- ・ 対象者による伊藤忠商事との交渉について、伊藤忠商事による合計6回の価格提案 がなされ、また、本特別委員会の実質的な関与の下、一般株主にとってできる限り 有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、 すなわち独立当事者間取引と同視しうる状況が確保されたうえで、真摯な交渉が行 われたと認められること。
- イ. 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
  - ・本特別委員会が、本諮問事項の検討を行うにあたり、公開買付者等及び対象者グループから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングを選任し、同社から、対象者の株式価値の算定、伊藤忠商事との交渉に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、2023 年8月1日付で本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオンを取得したこと。
- ウ. 本特別委員会における独立した法律事務所からの助言
  - ・ 本特別委員会が、本諮問事項の検討を行うにあたり、公開買付者等及び対象者グループから独立した独自の法務アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、同事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、伊藤忠商事との交渉に関する法的見地からの助言を受けたこと。
- エ. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
  - ・ 対象者が、本公開買付価格の公正性その他本取引の公正性を担保すべく、公開買付 者等及び対象者グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者 算定機関として大和証券を選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門 性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認したこと。
  - ・ そのうえで、対象者が、大和証券から、対象者の株式価値の算定、伊藤忠商事との 交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、 2023 年 8 月 1 日付で対象者算定書を取得したこと。
- オ. 対象者における独立した法律事務所からの助言
  - ・ 対象者が、本公開買付価格の公正性その他本取引の公正性を担保すべく、公開買付 者等及び対象者グループから独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事 務所を選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門性・実績等に問題がな いことを確認のうえ、その選任を承認したこと。
  - ・ そのうえで、対象者が、森・濱田松本法律事務所から、本取引において手続の公正

性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の 意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言 を受けたこと。

- カ. プルータス・コンサルティング及び大和証券のそれぞれの価値算定に相互に影響が生じることを回避するための措置
  - ・本特別委員会において、プルータス・コンサルティング及び大和証券から、それぞれが実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答を行った際に、大和証券による説明及び質疑応答の際にはプルータス・コンサルティングは参加せず、プルータス・コンサルティングによる説明及び質疑応答の際には大和証券は参加しない運用とし、それぞれの価値算定に相互に影響が生じることを回避するための措置が講じられたこと。

## キ. 対象者における独立した検討体制の構築

- ・対象者が、2023 年3月7日に本取引の実施に向けた検討を開始した旨の通知を受領した後、本取引に関する検討(対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含む。)並びに伊藤忠商事との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーが、伊藤忠グループ(対象者グループを除く。)各社の役職員を兼務しておらず、かつ過去に伊藤忠グループ(対象者グループを除く。)各社の役職員としての地位を有していたことのない対象者の役職員のみから構成されるものとしたこと。
- ・本取引の交渉担当役員である湊原孝徳専務執行役員は、1993 年まで伊藤忠商事の子会社である伊藤忠インタラクティブ株式会社(当時の商号は伊藤忠エレクトロニクス株式会社。以下「伊藤忠インタラクティブ」といいます。)の従業員の地位にあったものの、当該従業員の地位を離れてから約30年が経過していることから、対象者として本取引における構造的な利益相反の問題による影響を与えるおそれはないものと判断しており、本特別委員会としても、かかる判断に合理性が認められると考え、かかる取扱いを含め、対象者の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含む。)に独立性・公正性の観点から問題がないことを承認したこと。

#### ク. 対象者における利害関係を有する取締役及び監査役の不参加

- ・対象者の取締役7名のうち、柘植一郎氏、関鎮氏及び梶原浩氏の3名は伊藤忠商事の出身者又は関係者であるため、対象者が伊藤忠商事の子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、本取引に係る2023年8月1日までの取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、本取引の意見表明に関する2023年8月2日開催予定の取締役会における審議及び決議にも(事実上の参加を含め)一切参加しない予定であり、かつ、対象者の立場で本取引に関する検討、協議及び交渉に参加していないこと。
- ・ 監査役である原田恭行氏も、伊藤忠商事の出身者であるため、本取引に係る 2023 年 8月1日までの取締役会の審議には、(事実上の参加を含め) 一切参加しておらず、 2023 年8月2日開催予定の取締役会における審議にも参加しない予定であること。

## ケ. 取引保護条項の不存在

・ 対象者及び公開買付者は、対象者が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」という。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、 対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を一 切行っていないこと。

- コ. 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保 するための措置
  - ・本スクイーズアウト手続のスキームとして、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式のすべて(伊藤忠商事が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除く。)の本株式売渡請求をすること又は本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主に対して、株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)本株式売渡請求又は本株式併合をする際に、対象者の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(伊藤忠商事、公開買付者及び対象者を除く。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮していること。
  - ・ 対象者の株主に対して、本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、 もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図して、本公開買付けにおける 買付け等の期間を、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日 に設定していること。
- サ. マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定をしないことが不合理とはいえないこと
  - ・公開買付者の親会社である伊藤忠商事が対象者株式 141,601,600 株 (所有割合:61.24%)を直接所有しており、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定すると、かえって本公開買付けの成立を不安定なものとし、本公開買付けに応募することを希望する一般株主の利益に資さない可能性があると考えたことから、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の買付予定数の下限は設定されていないものの、(i)対象者が本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置として、上記各手段を採用し又は各対応を行っており、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると評価しうること、(ii)下記のとおり、本公開買付価格が妥当な水準にあると考えられること等を踏まえると、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の買付予定数の下限の設定をしないことが不合理とはいえないこと。

## iii. 取引条件の妥当性

# ア. 本公開買付価格

本特別委員会は、本公開買付価格である 4,325 円は、以下の理由から相当な価格であると考える。

- ・本公開買付価格について、対象者及び公開買付者等から独立した本特別委員会の実質的な関与の下、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視しうる状況が確保されたうえで、初回提案である第1回提案に係る価格(3,800円)から最終提案に係る価格(4,325円)まで、伊藤忠商事による合計6回の価格提案を経て合意された価格であり、真摯な交渉を重ねたうえで合意に至った価格であると考えられること。
- ・ 本公開買付価格は、対象者の長期の株価推移に照らして、直近 20 年における対象者 株式の終値の最高値 (2020 年8月3日終値) と同一の価格であり、市場で対象者株

式を取得した株主に経済的不利益が生じない価格であること。

- ・プルータス・コンサルティング及び大和証券が株式価値を算定するにあたり前提とした対象者事業計画(2024年3月期から2028年3月期まで)について、対象者が2021年4月28日に公表した中期経営計画(2021年4月から2024年3月までの3か年)と比較して遜色ない水準の向上・成長を見込んだものであり、同業他社の設定した売上予想及び営業利益予想と比較して保守的であるといった傾向はなく、本公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いているなどの不合理な点は認められなかったこと。
- ・大和証券による株式価値算定結果においては、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価法では3,396円から3,644円、類似会社比較法では2,613円から3,202円、DCF法では3,929円から6,835円と算定しており、本公開買付価格は、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること。また、この株式価値の算定につき、プルータス・コンサルティング及び大和証券のそれぞれの価値算定に相互に影響が生じることを回避するための措置が講じられたうえで行われたものであり、大和証券が本特別委員会に行った説明に特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断できること。
- ・プルータス・コンサルティングによる株式価値算定結果においては、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価法では3,396円から3,644円、類似会社比較法では3,490円から3,938円、DCF法では3,916円から4,722円と算定しており、本公開買付価格は、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること。また、この株式価値の算定につき、プルータス・コンサルティング及び大和証券のそれぞれの価値算定に相互に影響が生じることを回避するための措置が講じられたうえで行われたものであり、プルータス・コンサルティングが本特別委員会に行った説明に特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断できること。
- ・本特別委員会は、プルータス・コンサルティングから 2023 年8月1日付で本フェアネス・オピニオンを取得しているところ、プルータス・コンサルティングは、本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正なものと考える旨の意見を述べており、その発行手続及び内容に特に不合理な点はなく、これらによっても本公開買付価格の妥当性が裏付けられるものと考えられること。
- ・ 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2023 年8月1日の東京 証券取引所プライム市場における対象者株式の終値の 3,644 円に対して 18.69%、同 日までの過去1ヶ月間 (2023 年7月3日から 2023 年8月1日まで) の終値単純平均 値 3,557 円に対して 21.59%、同日までの過去3ヶ月間 (2023 年5月2日から 2023 年8月1日まで) の終値単純平均値3,587 円に対して20.57%、同日までの過去6ヶ 月間 (2023 年2月2日から 2023 年8月1日まで) の終値単純平均値3,396 円に対し て27.36%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること。
- イ. 本スクイーズアウト手続において少数株主に交付される金額

本公開買付けにおいて対象者株式のすべてを取得できなかった場合に実施することが 予定されている本スクイーズアウト手続においては、少数株主に交付されることにな る金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者株式の数を乗じた 価格と同一となるよう算定されることが予定されていることから、本特別委員会は、 当該金銭の額について、本公開買付価格と同様の考え方により、相当な金額であると 考える。

## iv. 総括

上記のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的には合理性があると考えられること、本取引においては一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されていると考えられること、本取引に係る公開買付価格等の条件については妥当性が確保されていると考えられることから、(i)対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは相当であると考え、(ii)対象者取締役会における本取引についての決定(すなわち、本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び本取引の一環として本公開買付け後に行われる本株式売渡請求又は本株式併合による本スクイーズアウト手続を実施することの決定)は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(iv) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

#### (ア) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性を確保するために、公開買付者等及び対象者グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の価値算定、及び本公開買付価格を含む本取引における取引条件について対象者の少数株主にとっての財務的な観点からの公正性に関する意見表明を依頼し、2023年8月1日付で、本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオンを取得したとのことです。

プルータス・コンサルティングは、公開買付者等及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るプルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

## (イ) 対象者株式に係る算定の概要

プルータス・コンサルティングは、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、対象者業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF 法を算定方法として用いて対象者の1株当たりの株式価値の分析及び株式価値の算定を行い、本特別委員会は、2023年8月1日付でプルータス・コンサルティングより本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)を取得したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとの ことです。

市場株価法 : 3,396 円から 3,644 円 類似会社比較法 : 3,490 円から 3,938 円 DCF 法 : 3,916 円から 4,722 円

市場株価法では、2023 年8月1日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値 3,644 円、直近1ヶ月間(2023 年7月3日から 2023 年8月1日まで)の終値単純平均値 3,557 円、直近3ヶ月間(2023 年5月2日から 2023 年8月1日まで)の終値単純平均値 3,587 円及び直近6ヶ月間(2023 年2月2日から 2023 年8月1日まで)の終値単純平均値 3,396 円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を 3,396 円~3,644 円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社野村総

合研究所、SCSK 株式会社、BIPROGY 株式会社、日鉄ソリューションズ株式会社を選定したうえで、企業価値に対する EBIT 及び EBITDA の倍率を用いて算定を行い、対象者株式の 1 株当たり価値の範囲を 3,490 円 $\sim 3,938$  円までと算定しているとのことです。

DCF 法では、対象者が作成した事業計画を基に、2024年3月期から2028年3月期までの5期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2024年3月期第2四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり価値の範囲を3,916円~4,722円までと算定しているとのことです。なお、割引率は6.8%~7.7%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及び倍率法を採用しております。永久成長率は0%とし、倍率はEBIT及びEBITDAの倍率を採用し、それぞれ11.5倍及び9.7倍として算定しております。

プルータス・コンサルティングが DCF 法の算定の前提とした対象者作成の事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりとのことです。なお、対象者作成の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておらず、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減効果を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味していないとのことです。

(単位:百万円)

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
	3月期	3月期	3月期	3月期	3月期
	(9ヶ月)				
売上収益	492, 555	688, 864	762, 291	842, 561	941, 455
営業利益	49, 769	71, 552	79, 153	87, 364	97, 580
EBITDA	56, 089	86, 067	93, 668	101,879	112, 095
フリー・キャッシュ・フロー	13, 411	36, 058	39, 935	44, 364	47, 839

また、本特別委員会は、2023 年8月1日付で、本フェアネス・オピニオンを取得しているとのことです。

# (ウ) 本フェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2023 年8月1日付で、プルータス・コンサルティングから、本公開買付価格である1株当たり4,325円が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正なものと考える旨の本フェアネス・オピニオンを取得したとのことです(注)。プルータス・コンサルティングは、事業計画に基づく対象者株式の価値算定結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり4,325円が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものであるとのことです。

なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが、対象者から、対象者グループの事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けたうえで実施した対象者株式の価値算定結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る対象者との質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内での対象者グループの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されているとのことです。

(注) プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式価値の算定を行うに際して、対象者から提供され又は対象者と協議した情報及び基礎資料、一般に公開されている資料について、それらが正確かつ完全であること、対象者株式の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、独自にそれらの調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っていないとのことです。プ

ルータス・コンサルティングが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた対象者の 事業見通しその他の資料は、対象者の経営陣により当該時点における最善の予測と判断に基づ き合理的に作成されていることを前提としており、プルータス・コンサルティングはその実現 可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの 根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していないとのことです。プルータス・コ ンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、対象者及びその関係会社の資 産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は鑑 定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提供も受けていないとのことで す。従って、プルータス・コンサルティングは対象者及びその関係会社の支払い能力について の評価も行っていないとのことです。

プルータス・コンサルティングは、法律、会計又は税務の専門機関ではありません。従って、 プルータス・コンサルティングは本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して 何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、本特別委員会が対象者から委嘱を受けた事項に対する答申を行うに際しての検討に供する目的で、本公開買付価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものとのことです。従って、本フェアネス・オピニオンは、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何ら意見を述べるものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正か否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータス・コンサルティングが入手している情報に基づいてその作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化により本フェアネス・オピニオンの内容に影響を受けることがありますが、プルータス・コンサルティングは、そのような場合であっても本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負わないとのことです。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではないとのことです。

プルータス・コンサルティングは、対象者への投資などを勧誘するものではなく、その権限も有していないとのことです。本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から不利益なものではなく公正なものであることについて意見表明するにとどまり、本公開買付け実行の是非及び本公開買付けに関する応募その他の行動について意見表明や推奨を行うものではなく、対象者の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではないとのことです。従って、プルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負わないとのことです。

また、本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格に関する対象者取締役会及び特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータス・コンサルティングから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできないとのことです。

#### (v) 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

上記「(iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、公開買付者等及び対象者グループから独立した法務アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、並びに本特別委員会における本諮問事項に関する検討及び審議に関する法的助言を受けているとのことです。また、柴田・鈴木・中田法律事務所は、公開買付者等及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。柴田・鈴木・中田法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

#### (vi) 対象者における独立した法律事務所からの助言

上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(iii) 対象者における意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、対象者は、公開買付者等及び対象者グループから独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

また、上記「(iii) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、森・濱田松本法律事務所の独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任の承認を受けているとのことです。なお、森・濱田松本法律事務所は、公開買付者等及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

# (vii) 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、公開買付者等から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2023 年 3 月 7 日に本取引の実施に向けた検討を開始した旨の通知を受領した後、本取引に関する検討(対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。)並びに伊藤忠商事との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、伊藤忠グループ(対象者グループを除く。)各社の役職員を兼務しておらず、かつ過去に伊藤忠グループ(対象者グループを除く。)各社の役職員としての地位を有していたことのない対象者の役職員のみから構成されるものとし、かかる取扱いを継続しているとのことです。なお、本取引の交渉担当役員である湊原孝徳専務執行役員は 1993 年まで伊藤忠商事の子会社である伊藤忠インタラクティブ(当時の商号は伊藤忠エレクトロニクス株式会社)の従業員の地位にあったものの、伊藤忠インタラクティブの従業員の地位を離れてから約 30 年が経過していることから、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を与えるおそれはないものと判断しているとのことです。また、かかる取扱いを含めて、対象者の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

(viii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、対象者算定書の内容、本特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオン、本特別委員会から入手した本答申書、伊藤忠商事との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容並びにその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、上記「2.買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(iii)対象者における意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、2023年8月2日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者株式について本公開買付けに応募することを推奨することを決議しているとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役7名のうち、柘植一郎氏、関鎮氏及び梶原浩氏は伊藤忠商事の出身者又は関係者であるため、対象者が伊藤忠商事の子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、対象者

取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、これらの3氏を除く4名の取締役において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っているとのことです。また、上記の取締役会には、伊藤忠商事の出身者である原田恭行氏を除く監査役3名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記決議に先立って2023年8月2日に開催された対象者監査役会においても、対象者の監査役4名のうち、伊藤忠商事の出身者である原田恭行氏を除く監査役3名全員が出席し、出席した監査役全員一致で、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し対象者株式について本公開買付けに応募することを推奨することを決議することにつき異議がない旨を決議しているとのことです。

また、対象者の取締役のうち、柘植一郎氏、関鎮氏及び梶原浩氏の3名並びに対象者の監査役の うち原田恭行氏は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取 引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役 会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場で本取引の 協議及び交渉に参加していないとのことです。

#### (ix) 取引保護条項の不存在

対象者及び公開買付者らは、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

# (x) 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための 措置

公開買付者らは、上記「2.買付け等の目的等」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、本株式売渡請求をすること又は本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)本株式売渡請求又は本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(対象者及び公開買付者らを除きます。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

また、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期間である30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

#### ③ 算定機関との関係

伊藤忠商事のフィナンシャルアドバイザーである野村證券は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者 には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

#### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
89, 625, 766 (株)	12,550,000 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (12,550,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (12,550,000 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数である対象者株式数(89,625,766 株)を記載しております。 当該最大数は、対象者決算短信に記載された 2023 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(240,000,000 株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(8,772,634 株)及び本日現在本公開買付けに応募する予定のない伊藤忠商事が所有する対象者株式数(141,601,600株)を控除したものになります。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

# (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 ―%)					
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,416,016 個	(買付け等前における株券等所有割合 61.24%)					
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	896, 257 個	(買付け等後における株券等所有割合 38.76%)					
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,416,016 個	(買付け等後における株券等所有割合 61.24%)					
対象者の総株主等の議決権の数	2, 311, 449 個						

- (注1)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (89,625,766 株) に係る議決権の数 (896,257 個) を記載しております。
- (注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は対象者が 2023 年 6 月 16 日に提出した第 44 期有価証券報告書に記載された 2023 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数 (1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された 2023 年 6 月 30 現在の対象者の発行済株式総数 (240,000,000 株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (8,772,634 株)を控除した 231,227,366 株に係る議決権の数 (2,312,273 個)を分母として計算しております。
- (注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数 点以下第三位を四捨五入しております。

# (7) 買付代金 387,631,437,950円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数 (89,625,766 株) に本公開買付価格 (4,325 円) を乗じた 金額を記載しております。

## (8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
- ② 決済の開始日2023年9月22日(金曜日)

#### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。) (外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。)の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主 等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受取ることができます(送金手数料がかかる場 合があります。)。

## ④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,550,000 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,550,000 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

## ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イないしヌ及びワないしツ、第 3 号イないしチ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載を知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条

に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。 買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス(https://hometrade.nomura.co.jp/)上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続を行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号 (その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

# ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に 規定する方法により公表します。 (10) 公開買付開始公告日

2023年8月3日 (木曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

上記「2.買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「(5)上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

## 5. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
  - ① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年8月2日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。詳細については、上記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(viii)対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「2.買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「3.買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を 担保するための措置)」をご参照ください。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
  - ① 「2024年3月期第1四半期決算短信 [IFRS] (連結)」の公表

対象者は、2023 年8月2日付で、対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

# (i) 損益の状況 (連結)

会計期間	2024年3月期第1四半期
売上収益	132,445 百万円
営業利益	8,780 百万円
税引前利益	9,317 百万円
四半期純利益	6,435 百万円
当社株主に帰属する四半期純利益	6,373 百万円

# (ii) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2024年3月期第1四半期
基本的1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益	27. 58 円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益	27. 58 円

# ② 「2024年3月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者が、2023年8月2日付で公表した「2024年3月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」によれば、対象者は同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2023年4月28日付で公表した2024年3月期の配当予想を修正し、同期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表内容をご参照ください。

以 上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいたうえで、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【将来予測】

このプレスリリースには、本公開買付けの日程及び条件についての見通し、並びに伊藤忠テクノソリューションズ株式会社株式を取得した場合における、公開買付者らの経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

# 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。係る場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。